

太地町地域強靱化計画

～「くじらと海のエコミュージアム太地」

の実現に向けた しなやかなまちづくり～

令和3年12月改訂版

和歌山県 太地町

目 次

I. 地域強靱化計画策定の目的と位置づけ.....	1
1. 地域強靱化計画策定の目的	1
2. 地域強靱化計画の位置づけ	1
II. 太地町の地域特性	2
1. 位置と自然及び歴史的特性	2
(1) 本町の位置	2
(2) 地勢の特性	3
(3) 気候の特性	3
(4) 歴史的特性	3
2. 人口と世帯数の特性	4
(1) 人口と世帯数の推移	4
(2) 人口流動の特性	5
3. 産業の特性.....	6
(1) 産業別就業者の特性.....	6
(2) 各産業の特性.....	7
4. 災害の歴史と特性.....	10
(1) 災害の概要	10
(2) 過去の主な気象災害・火災	10
(3) 過去の主な地震災害	11
(4) 南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域	12
(5) 緊急輸送ネットワーク	12
5. 町民アンケート調査結果の概要.....	13
III. 太地町の地域強靱化の基本目標.....	14
1. めざすべき地域の姿と基本目標.....	14
2. 地域強靱化を進める上での基本的な方針	16
(1) 地域強靱化の取組姿勢	16
(2) 適切な施策の組み合わせ.....	16
(3) 効率的な施策の推進.....	16
(4) 地域特性に応じた施策の推進	16
IV. 脆弱性評価の実施	17
1. 想定するリスク	17
2. 施策分野	17
3. 起きてはならない最悪の事態.....	18
V. プログラムごとの推進方針.....	20
1. 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる	20

2. 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）	32
3. 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する	40
4. 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する	43
5. 大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥 らせない	45
6. 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の上下水道、交通ネット ワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る	47
7. 制御不能な二次災害を発生させない	51
8. 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備 する	54
VI. 計画の着実な推進に向けて	58
1. P D C Aサイクルによる計画推進	58
2. 推進体制	58
3. 計画の推進期間と重点化プログラム	59
4. 本町の他の計画の見直し	60

I. 地域強靱化計画策定の目的と位置づけ

1. 地域強靱化計画策定の目的

東日本大震災や紀伊半島大水害などの大規模自然災害の経験を通じ、平時から大規模災害等への事前の備えを行うことの重要性が広く認識されることとなり、国においては、大規模自然災害に対して、「致命的な被害を負わない強さ」と「速やかに回復するしなやかさ」を備えた安全・安心な国土・地域・経済社会の構築に向けて、平成 26 年 6 月に基本計画が策定された。

本町でも、今後 30 年以内の発生確率が 70%程度といわれる南海トラフ地震や、これまで幾多の被害を受けてきた大型台風や集中豪雨などによる各種災害等に対して、町民の命を守り、地域・経済社会に致命的な被害を負わず、迅速な復旧復興が可能となる「強くしなやかな太地町」の構築に向けて、地域強靱化に関する施策を効果的に推進することを目的に、地域強靱化計画を策定する。

2. 地域強靱化計画の位置づけ

本計画は、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成 25 年 12 月 11 日法律第 95 号）第 13 条に基づく計画であり、地域強靱化に係る部分については、本町が有する様々な政策分野の計画等の指針や上位計画に位置づけられる「アンブレラ計画」としての性格を有する。

このため、地域強靱化に係る部分については、本計画が指針等となり、総合計画や地域防災計画などの関連計画の見直しを通じて必要な施策を具体化し、地域の強靱化を推進していく。

また、同法第 14 条においては、本計画は国及び県計画と調和を図ることとなっており、国、県が策定する各計画を踏まえつつ、進捗管理（PDCA サイクル）を行うなかで、必要に応じて修正を実施する。

Ⅱ．太地町の地域特性

1．位置と自然及び歴史的特性

(1) 本町の位置

本町は和歌山県の東牟婁郡南端の熊野灘に突出した位置（東経135度57分52秒・北緯33度34分59秒）にあり、西は那智勝浦町下里地区に、西北は同町太田地区に接し、北は森浦湾を隔てて同町二河地区や勝浦港に対し、東や南は熊野灘に面している。

町域は森浦湾を隔てた飛地の夏山地区を含め、総面積5.81km²の行政区域を有している。



太地町の位置図

（２）地勢の特性

本町は、本州最南端の潮岬の北東部に位置し、黒潮流れる太平洋の熊野灘に面している。町内では、標高 120m 台を最高とする起伏量 100m～200m 前後を示す中起伏丘陵が形成されている。この丘陵地は、海岸線及び低地との間に 40° 以上の岩壁や崖などの極急傾斜地がみられるほか、大部分は 20° ～ 30° 未満、30° ～ 40° 未満の傾斜地が分布しており、一部に 15° ～ 20° 未満の区域が分布している。

海岸沿いに形成された海成段丘は、平見地区に比較的まとまった段丘面と段丘崖が形成されている。さらに太地港の背後には砂州が発達し、海岸沿いの低地には浜及び汀線に沿った磯が発達している。

また、河川沿いなどに谷底平野や、ごく一部に三角州がみられる。

（３）気候の特性

本町は、本州の最南端域に属して、南国特有の温暖湿潤の気候となっている。

冬季には、近接の潮岬で 1・2 月でも平均気温が 10℃を少し下回る程度と、ほとんど降雪をみない温暖な日が続き、夏季には湿った南風を受けて比較的雨が多く、特に沖を流れる暖流黒潮の影響を大きく受ける典型的な太平洋側気候となっている。

（４）歴史的特性

本町の歴史は古く、孝謙天皇の天平勝宝 6（754）年、遣唐使・吉備真備が帰朝の際、「牟漏崎（現在の太地町燈明崎）に漂着した」との記述が続日本紀にみられる。

また、本町は江戸期に起源を持つ日本の古式捕鯨の発祥の地と呼ばれ、明治 21（1888）年の町村制の施行により、和歌山県東牟婁郡太地村と東牟婁郡森浦村が誕生し、明治 22（1889）年に太地村と森浦村の両村を合併して太地村と称し、捕鯨事業やマグロ漁業など海外発展への盛況を見せることとなる。特に日露戦争後は、近代的な大資本による遠洋捕鯨の基地として多くの船で賑わった。

人口の増加とともに、大正 14（1925）年に町政が施行され太地町となり、その後、太平洋戦争による混乱期や戦後の食糧難の時代も定置網漁や捕鯨業を中心に乗り越えてきた。

高度成長期時代には、町内において、昭和 39（1964）年に宅地造成事業を目的に水の浦湾埋め立て事業を行い、昭和 40（1965）年には、この事業で造成した暖海地区に太地町庁舎が完成した。

また、昭和 41（1966）年に、海洋レジャー構想を目的とした常渡海岸埋め立て事業を行い、昭和 44（1969）年には、常渡地区に町立くじらの博物館が完成し、以降、太地町のシンボリックな存在となり現在に至っている。

捕鯨に関しては、近年、捕鯨に対する風当たりが強まり、昭和 63（1988）年に IWC（国際捕鯨委員会）の取り決めで商業捕鯨が中断されている。現在、太地の捕鯨は IWC 対象外の小型捕鯨船を用いてのツチクジラとゴンドウクジラ類の捕獲と、鯨類追込網漁業、突き棒漁によるイルカ類及びゴンドウクジラ類の捕獲を行っている。

2. 人口と世帯数の特性

(1) 人口と世帯数の推移

本町の人口は3,292人（平成27年12月現在・住民基本台帳）で、長期的に人口減少が続いており、世帯数は、1,649世帯で近年はほぼ横ばい傾向にあり、世帯人員は2.00人と核家族化及び単身世帯の増加の影響が現れている。

また、平成22年には過疎地域自立促進特別措置法に基づく過疎地域となっている。

住民基本台帳による人口・世帯数の推移（各年12月末日時点）

	人 口（人）			世帯数 （世帯）	1世帯当り人 口 （人）
	総 数	男	女		
平成22年	3,446	1,550	1,896	1,644	2.10
平成23年	3,411	1,538	1,873	1,656	2.06
平成24年	3,409	1,548	1,861	1,658	2.06
平成25年	3,387	1,541	1,846	1,660	2.04
平成26年	3,340	1,520	1,820	1,650	2.02
平成27年	3,292	1,494	1,798	1,649	2.00

年齢別人口構成は、平成27年時点（国勢調査）で年少人口比率は8.6%（県平均より3.5ポイント低い）、生産年齢人口比率は49.7%（県平均より7.3ポイント低い）、高齢人口比率は41.7%（県平均より10.8ポイント高い）となっている。

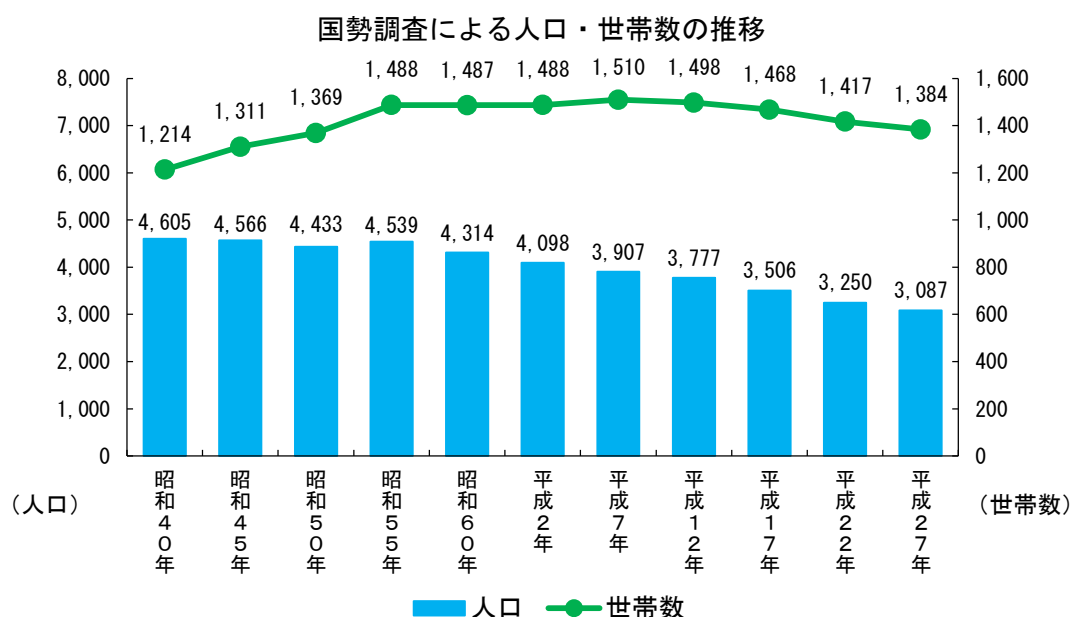
平成22年以降を住民基本台帳でも、年少人口及び生産年齢人口の減少と、高齢者人口の増加が進行している傾向にある。

国勢調査による年齢別人口構成の推移

	0～14歳	15～64歳	65歳～
平成12年	506人（13.4%）	2,103人（55.7%）	1,168人（30.9%）
平成17年	417人（11.9%）	1,864人（53.2%）	1,225人（34.9%）
平成22年	327人（10.1%）	1,670人（51.4%）	1,253人（38.6%）
平成27年	265人（8.6%）	1,535人（49.7%）	1,287人（41.7%）
（県平均）	（12.1%）	（57.0%）	（30.9%）

住民基本台帳による年齢別人口構成の推移（各年12月末日時点）

	0～14歳	15～64歳	65歳～
平成22年	321人（9.3%）	1,845人（53.6%）	1,280人（37.1%）
平成23年	297人（8.7%）	1,846人（54.1%）	1,268人（37.2%）
平成24年	291人（8.5%）	1,834人（53.8%）	1,284人（37.7%）
平成25年	284人（8.4%）	1,784人（52.7%）	1,319人（38.9%）



(2) 人口流動の特性

昼夜間人口比率（昼間人口÷常住人口）は平成22年で83.8%となっており、町外に通勤・通学している町民が、町外から本町に通勤・通学している人より多いことを示している。

町内に居住する15歳以上の就業者のうち、574人（42.6%）が町以外の県内へ、30人（2.2%）が県外へ通勤しており、半数近くが町外で働いていることとなっている。

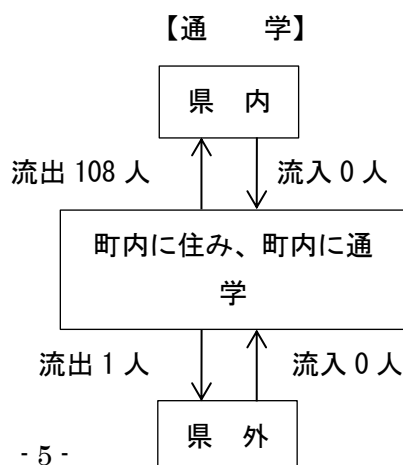
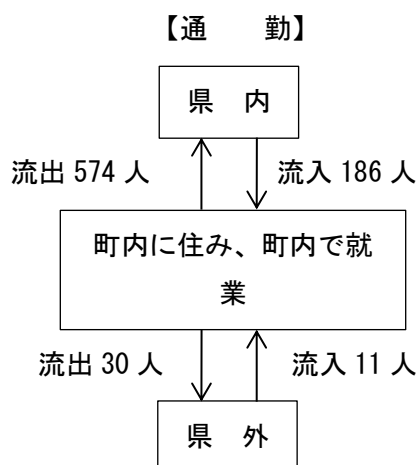
また、町内に高校や大学がないため、町内に居住する15歳以上の通学者は全員町外へ通学していることになっている。

昼夜間人口比率の推移

年 度	昼夜間人口比率
平成12年	86.4%
平成17年	85.4%
平成22年	83.8%

資料：国勢調査

通勤・通学者の流出・流入状況（平成22年）



資料：国勢調査

3. 産業の特性

(1) 産業別就業者の特性

本町の就業者数は平成 22 年で 1,354 人であるが、平成 7 年の約 8 割に減少している。

各産業別の減少割合は、第 1 次産業が約 4 割、第 2 次産業が約 6 割、第 3 次産業が約 9 割となっている。

15 年間の変化を業種別にみると、減少数が多いのは漁業の 145 人や卸小売業の 139 人、増加しているのはサービス業の 62 人である。

産業別の就業者比率は平成 22 年で第 1 次産業 7.3%、第 2 次産業 13.5%、第 3 次産業 79.2%であり、第 3 次産業への転換が続いている。

産業別就業者数の推移

区 分		平成 7 年 (人)	平成 12 年 (人)	平成 17 年 (人)	平成 22 年 (人)	H22/H7
第 1 次 産業	農業	10	10	14	7	0.70
	林業	3	4	1	7	2.33
	漁業	230	184	121	85	0.37
	計	243	198	136	99	0.41
第 2 次 産業	鉱業	1	0	0	0	-
	建設業	159	137	113	94	0.59
	製造業	167	149	119	89	0.53
	計	327	286	232 人	183	0.56
第 3 次 産業	卸小売業	371	279	286	232	0.63
	金融・保険・不動産業	34	24	24	41	1.21
	運輸・通信業	80	52	39	62	0.78
	電気・ガス・水道業	9	14	11	9	1.00
	サービス業	563	605	625	625	1.11
	公務	95	92	75	103	1.08
	計	1,152	1,066	1,060	1,072	0.93
分類不能の産業		3	0	1	0	-
合計		1,725	1,550	1,429	1,354	0.78

資料：国勢調査

産業別就業者比率の推移

区分	平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	H7→H22 推移
第 1 次産業	14.1%	12.8%	9.5%	7.3%	6.8 ポイント減少
第 2 次産業	19.0%	18.5%	16.2%	13.5%	5.5 ポイント減少
第 3 次産業	66.8%	68.8%	74.2%	79.2%	12.4 ポイント増加

資料：国勢調査

(2) 各産業の特性

①第1次産業

本町の第1次産業は、イコール水産業といっても過言ではなく、中でも捕鯨の占める割合が大きいところに特徴がある。しかし、IWC（国際捕鯨委員会）において、商業捕鯨が全面的に中断されているため、IWCの対象外の小型沿岸捕鯨、鯨類追込網漁業、突き棒漁等により捕鯨の伝統が守られている。伝統に裏付けられた捕鯨による収益は町政にも経済にも大きな影響を持つが、近年は規模の縮小、反捕鯨団体による妨害行為等によりその収益も減少している。

その他の水産業としては、定置網漁業、一本釣り、棒受け網漁、刺し網漁、引き縄漁、貝・海藻類の採取が行われているが、漁獲高の減少、魚価の低迷、高齢化の進行、後継者不足など漁業を取り巻く状況は依然として厳しいものがある。

農業では果樹栽培が行われているが、専従農家が少なく、高齢化が進み、若い後継者もいない状況にある。果樹製品のブランド化、販路の拡大等により農業経営を安定させ、いかに産業としての継続を図るかが今後の課題となっている。

林業は現在、産業という面では従事者が皆無に等しい状況であるものの、森林は環境面、防災面で重要な資源であるため、その保全には町として取り組む必要がある。

②第2次産業

第2次産業のうち製造業は、水産物による干物・くじら関係の加工業が主となっている。水産物の加工は漁獲量の変動等による不安定な経営を余儀なくされており、経営の多角化を図るとともに、新たな製品の開発や、町特有の製品のブランド力向上、販路拡大等を推進していく必要がある。

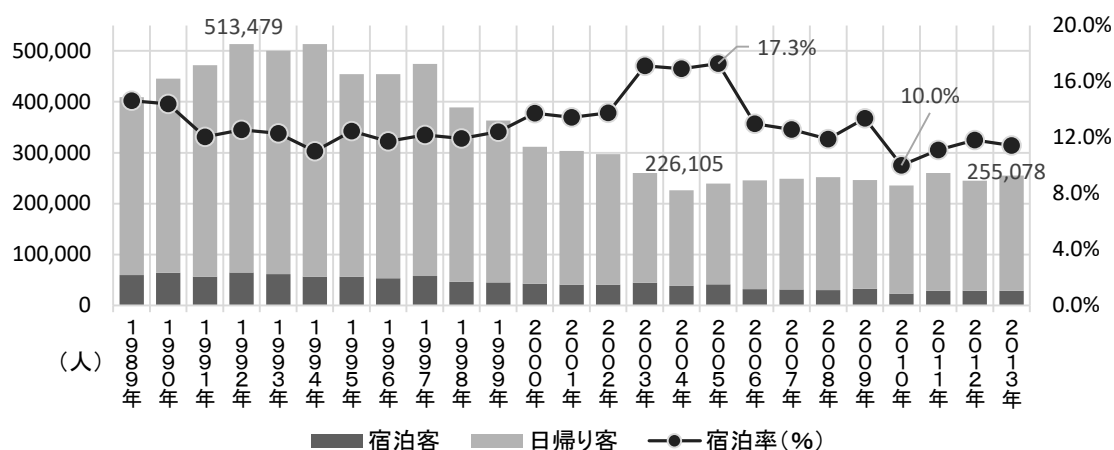
③第3次産業

第3次産業のうち商業は、人口が減少し、卸・小売業とも経営規模が小さい上、商店の後継者不足や大型小売店の近隣市町への進出もあって、商店街の形成も難しいことから、いかにして町民に密着した品揃えやサービスを整えていくか、来訪者等に販売対象を広げていくかなどが経営的な課題となっている。

また、本町は「くじらの町」として全国にその名を知られており、「くじらの博物館」やくじら関係の伝統文化を有するとともに豊かな自然環境など恵まれた観光資源を保有している。くじら浜公園の中にある「くじらの博物館」は世界有数の規模を誇り、くじらの生態や捕鯨に関する資料などを中心に1,000点にも及ぶ貴重な展示を行っている。

しかし、平成元年(1989年)以降の本町の年間観光入込客数をみると、平成4(1992)年に51万人を超えていたものが近年は約25万人規模で推移しており、町の強みである観光資源の保存・整備に努め、有効に活用することで、観光の再活性化を図ることが課題となっている。

日帰り・宿泊別観光入込客数と宿泊率の推移



(太地町調査)

和歌山県南部※の市町村別の観光客数（平成 26 年）

	市町村名	観光客数（人）
1 位	田辺市	3,699,565
2 位	白浜町	3,274,419
3 位	那智勝浦町	1,344,755
4 位	新宮市	1,279,604
5 位	串本町	1,201,953
6 位	上富田町	314,056
7 位	太地町	251,700
8 位	すさみ町	210,725
9 位	古座川町	119,648
10 位	北山村	81,048

※東牟婁郡、西牟婁郡、田辺市、新宮市

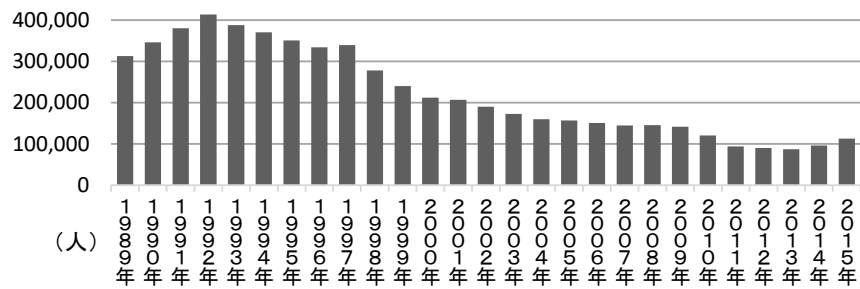
資料：和歌山県統計年鑑

太地町独自の観光資源としては、「くじらの博物館」「くじらに出会える海水浴場（平成 20 年から）」「シーカヤック（平成 22 年から）」が挙げられる。

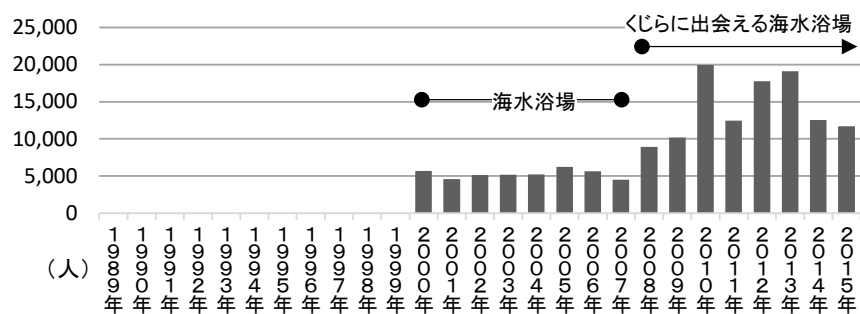
「くじらの博物館」は、平成 4 年には約 41 万人の観光客を集めたがその後減少を続け、一時は 9 万人を割り込んだものの数々の対策が功を奏しつつあり、近年は緩やかな増加に転じている。一方、体験型・アクティビティの要素を持つ「くじらに出会える海水浴場」「シーカヤック」は開始当初よりも増加の傾向にある。

平成 28 年 4 月には、熊野灘の捕鯨文化に関するストーリー『鯨とともに生きる』（太地町及び新宮市、那智勝浦町、串本町）が日本遺産（文化庁）に認定された。

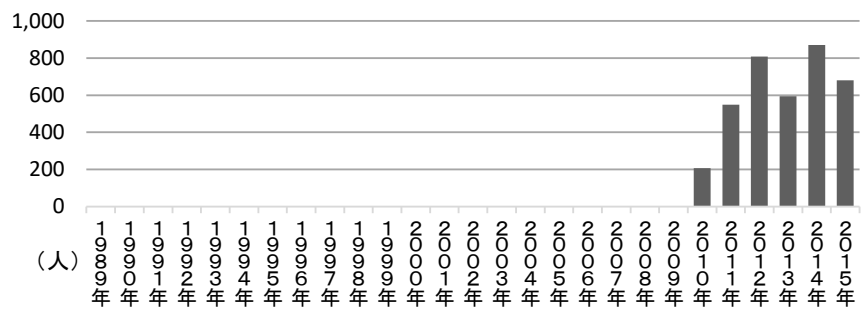
「くじらの博物館」客数の推移



「くじらに会える海水浴場」客数の推移



「シーカヤック」客数の推移



(太地町調査)

また、UCI (国際自転車競技連合) 2.2 カテゴリーのアジアツアーとして、国内チーム、海外チームが参加する「ツール・ド・熊野」の太地コースが町内に設定されている。

4. 災害の歴史と特性

(1) 災害の概要

本町において気象災害の中で大きな被害を受けてきたものは、台風及び低気圧による強風・大雨によるものとなっている。特に、台風常襲・多雨地域であるため集中豪雨や高潮により幾度かの甚大な被害を受けている。

地震災害については、南海トラフに震源を持ち、周期的に起こる東海地震、東南海地震、南海地震等により町内一円に被害を受けている。また、これらの地震は海洋地震であるため、毎回津波が来襲している。

火災については、山林火災や住宅火災等、数度の被害がある。

(2) 過去の主な気象災害・火災

災害発生日	災害種別	災害状況
昭和 22 年 2 月 19 日	大豪雨	町内一円で浸水家屋多数
昭和 22 年 9 月 10 日	火災	森浦地区の山林で火災
昭和 23 年 11 月 18 日 ～19 日	アグネス台風	大暴雨となり町内各所に被害、 最大風速 40m、雨量 323 mm
昭和 24 年 7 月 5 日	デラ台風	大暴雨となり町内に被害、雨量 400 mm
昭和 25 年 9 月 3 日	ジェーン台風	暴風雨となり各所に被害
昭和 26 年 7 月 15 日	ケイト台風	暴風雨となり相当な被害 最大風速 35m
昭和 27 年 6 月 22 日	ダイナ台風	豪雨を伴う暴風雨となり農作物に甚大な被害
昭和 28 年 9 月 25 日	台風 13 号	家屋の被害、田畑の冠水による農作物の被害 高潮 3m で港内にも被害
昭和 29 年 6 月 23 日	大豪雨	浸水家屋多数、冠水稲田 4 町歩
昭和 29 年 10 月 23 日	火災	水之浦の薬品工場及び付属住宅全焼
昭和 30 年 6 月 8 日	大豪雨	床上浸水 272 戸、床下浸水 125 戸、冠水田 5 町歩、清水谷山崩れ
昭和 31 年 9 月 26 日 ～27 日	台風 15 号	平見の納屋、農作物に大きな被害
昭和 31 年 11 月 22 日	火災	安ヶ平見の山林で火災
昭和 33 年 8 月 25 日 9 月 17 日	台風 17 号 台風 21 号	東の浜の護岸、家屋、平見の納屋、農作物に被害
昭和 34 年 9 月 26 日	伊勢湾台風	向島で堤防その他港湾施設 9 箇所が崩壊し、家屋、農作物にも甚大な被害
昭和 36 年 9 月 16 日	第 2 室戸台風	町内一円に被害
昭和 37 年 9 月 16 日	台風 14 号	町内に相当の被害、役場庁舎が倒木によって半壊
昭和 42 年 10 月 27 日	台風 34 号	夜半にかけて猛威を振るう、近年にない被害
昭和 47 年 8 月 30 日	住宅火災	暖海地区の住宅半焼
昭和 53 年 2 月 23 日	山林火災	河立で山林火災、半焼・損傷 40a
昭和 53 年 4 月 4 日	弁天神社火災	夏山地区で、弁天神社全焼
昭和 53 年 8 月 8 日	倉庫火災	向島で船納屋倉庫 4 棟全焼、損害額 3,000 万円
昭和 54 年 9 月 2 日	住宅火災	平見地区で住宅全焼 132 m ² 、損害額 1,500 万円
昭和 55 年 4 月 9 日	魚商倉庫火災	暖海地区で魚商倉庫半焼、損害額 3,000 万円

災害発生日	災害種別	災害状況
昭和 57 年 2 月 27 日	電気倉庫火災	水之浦地区で電気倉庫全焼
昭和 61 年 3 月 8 日	住宅火災	暖海地区で住宅半焼 52 m ² 、損害額 700 万円
平成 2 年 9 月 19 日	台風 19 号	町内一円で浸水家屋多数暴風、住宅山林に甚大な被害
平成 4 年 8 月 12 日	住宅火災	寄子路地区で住宅全焼
平成 6 年 7 月 5 日	農作業小屋火災	平見地区で農作業小屋全焼 71.93 m ² 、損害額 150 万円
平成 9 年 9 月 15 日	住宅火災	平見地区で住宅全焼 36 m ² 、損害額 120 万円
平成 10 年 3 月 9 日	山林火災	山中で 102a を焼く
平成 16 年 10 月 8 日	住宅火災	損害額 120 万円
平成 17 年 5 月 31 日	住宅火災	損害額 800 万円
平成 26 年 5 月 31 日	原野火災	損害額 5 万円

(資料：太地町史、総務課)

(3) 過去の主な地震災害

災害発生日	地震名	災害状況
宝永 3 年 10 月 28 日 (1707 年)	宝永東海・南海地震	津波のため町内おおかた流れ損害民家 217 戸 (マグニチュード 8.4、熊野地方の震度 6)
安政元年 12 月 23 日 24 日 (1854 年)	安政東海地震 安政南海地震	4 日の津波で、太地浦・水之浦で 80 軒余流出、死者 2 名。太地浦納屋 3 か所流出。 流出家屋 27、峯の二本松屋とも壊す。白島の大納屋（捕鯨器具置場）流出。 (東海地震：マグニチュード 8.4、熊野地方の震度 5) (南海地震：マグニチュード 8.4、熊野地方の震度 6)
昭和 19 年 12 月 7 日 (1944 年)	東南海地震	熊野沖が震源。大地震に続いて津波が発生し町内各所に被害。特に水之浦の被害が大。 (マグニチュード 7.9、熊野地方の震度 5)
昭和 21 年 12 月 21 日 (1946 年)	南海地震	大地震が起こり、続いて津波が発生、町内各所に甚大な被害。 (マグニチュード 8.0、熊野地方の震度 6)
平成 7 年 1 月 17 日	兵庫県南部地震	本町では震度 3 を記録、被害は特になし。
平成 23 年 3 月 11 日	東北地方太平洋沖地震	本町における被害は特になし。

(参考資料：科学技術庁研究開発局地震調査)

(4) 南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域

本町は、和歌山県内 19 市町、全国 14 都県 139 市町村に含まれる形で、平成 26 年 3 月「津波避難対策特別強化地域」に指定されている。

深刻な津波被害（地震発生後 30 分以内に津波が到達し 30cm 以上浸水するおそれ）が予想される指定地域では、津波避難施設の整備（津波避難ビル、津波避難タワー、避難路等）に対する国からの補助が拡充される。

(5) 緊急輸送ネットワーク

和歌山県では、災害発生時の緊急輸送活動のための多重化や代替性を考慮し、緊急輸送道路、防災上の拠点となる施設及び輸送拠点を指定して、緊急輸送ネットワークの形成を図っている。

【第 1 次緊急輸送道路】

県庁所在地、地方中心都市及び重要港湾、空港等、重要な防災拠点を連絡する道路。

→本町では、国道 42 号が指定されている。

【第 2 次緊急輸送道路】

第一次緊急輸送道路と市区町村役場、主要な防災拠点（行政機関、公共機関、主要駅、港湾、ヘリポート、災害医療拠点、自衛隊等）を連絡する道路。

→本町では、県道梶取崎線が指定されている。

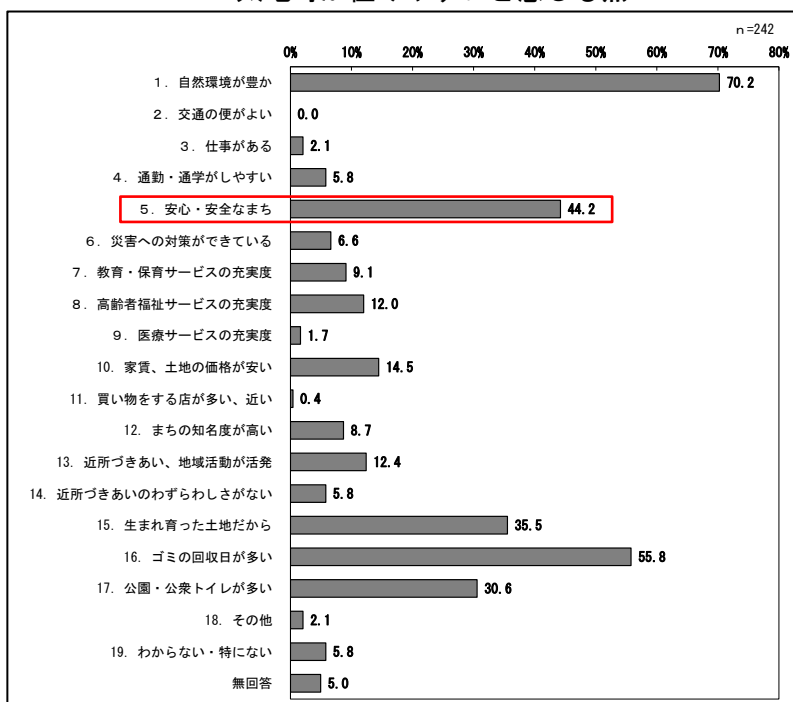


太地町周辺の緊急輸送道路ネットワーク図

5. 町民アンケート調査結果の概要

太地町まち・ひと・しごと創生「総合戦略」に関するアンケート調査によると「住みやすいと感じる点」は右図のようになっており、「安心・安全なまち（44.2%）」は第3位となっている。

太地町が住みやすいと感じる点

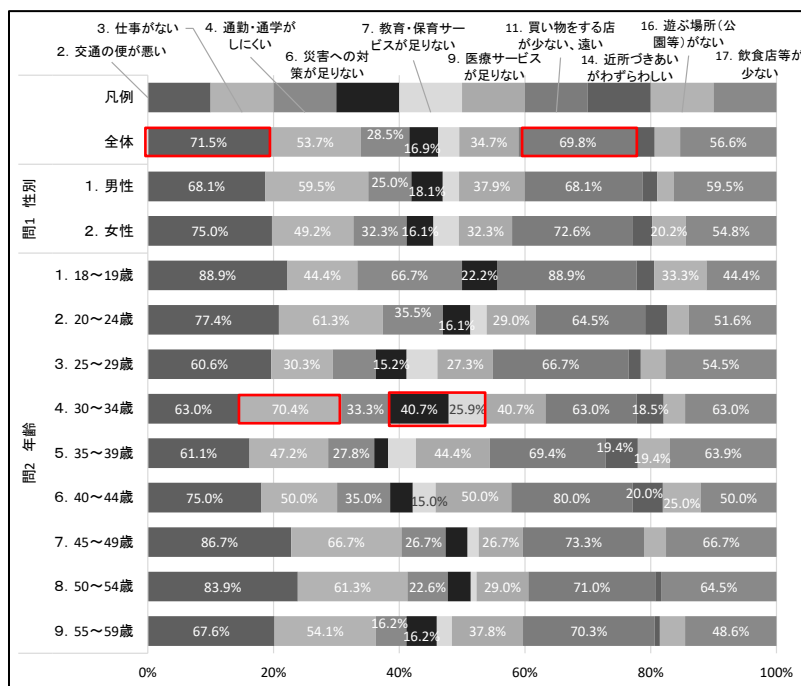


太地町が住みにくいと感じる点

(※15.0%以上のものを数値表示)

一方で、「太地町が住みにくいと感じる点」については全体の第1位は「交通の便が悪い（71.5%）」、第2位は「買い物をする店が少ない、遠い（69.8%）」となっている。

また、年齢別では30～34歳で「仕事がない（70.4%）」、「災害への対策が足りない（40.7%）」、「教育・保育サービスが足りない（25.9%）」が他の年齢に比較して高くなっている。



Ⅲ. 太地町の地域強靱化の基本目標

1. めざすべき地域の姿と基本目標

「くじらと海のエコミュージアム太地」

の実現に向けた しなやかなまちづくり

本町では、町の強みと個性を活かすべく平成 18 年 1 月に「太地町くじらと自然公園のまちづくり」構想を定め、そのコンセプトである「くじらと海のエコミュージアム太地」の実現に向けて、町民はもとより産・学・官の連携によって様々なまちづくりの方策を進めているところである。

一方で、本町は紀伊半島南端の南東側に位置し太平洋に面しているため、台風等による風水害や土砂災害に加え、海溝型地震や津波によって多大な被害を繰り返し受けている地域でもあり、大規模な自然災害への備えをハード・ソフトの両面から総合的に実施し、強くしなやかなまちづくりを進めることは「くじらと海のエコミュージアム太地」の実現に安全・安心面から大きく寄与するものである。

このため、「くじらと海のエコミュージアム太地」の実現を、地域強靱化の視点から各施策連携のもとに進め、しなやかなまちづくりを図る。



本計画がめざすべき将来像（まちづくりのコンセプト）
「くじらと海のエコミュージアム太地」

くじら、海、樹林、町なみ、ひとなどの魅力的な資源を再発掘しつなぎあわせて、太地町の物語をつくる。

町の各所、暮らしや生業の中で、これらの資源が大切に守られ、育てられる。

楽しむための場所、機会、プログラム、ネットワークが用意され、これを目指して多くの人を訪れる。

まちづくりの担い手である一人ひとりの町民が、観光客・転入者を迎え、交流し、語り部となって魅力を伝える。

取り組みの積み重ねが太地をさらに美しく魅力的にし、人々の誇りを育て、暮らしを豊かで生き活きとさせていく。

地域強靱化の基本目標

1	町民及び来訪者の生命の保護が最大限図られること
2	本町及び地域社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
3	町民の財産及び公共施設に係る被害の最小化が図られること
4	本町の迅速な復旧復興を可能にすること

事前に備えるべき目標

1	2	3	4	5	6	7	8
大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる	大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）	大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する	大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する	大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない	大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要な最低限の上下水道、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る	制御不能な二次災害を発生させない	大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

2. 地域強靱化を進める上での基本的な方針

本町の地域強靱化については、国土強靱化基本計画に掲げる基本的な方針に基づき進める他、本地域強靱化計画に掲げる基本目標を踏まえ、以下の事項を基本的な方針として推進する。

（１）地域強靱化の取組姿勢

- ①地域の強靱化を損なう本質的原因をあらゆる側面から吟味した取組の推進
- ②長期的視野を持った計画的な取組の推進
- ③地域間連携の強化による、災害時の相互応援体制の構築
- ④経済社会システムの潜在力、抵抗力、回復力、適応力の強化
- ⑤適正な制度、規制のあり方を見据えた取組の推進

（２）適切な施策の組み合わせ

- ①ハード、ソフト対策を適切に組み合わせ、効率的に施策を推進
- ②国、地方自治体、事業者、町民の連携、役割分担
- ③非常時のみならず、平時の有効活用に配慮した工夫

（３）効率的な施策の推進

- ①町民の需要の変化等を踏まえた、施策の重点化の推進
- ②既存の社会資本の有効活用による費用の縮減
- ③民間資金の積極的活用

（４）地域特性に応じた施策の推進

- ①既存施設等の効率的、効果的な維持管理
- ②土地の合理的利用の促進
- ③研究開発の推進と成果の推進
- ④コミュニティ機能の向上、強靱化の担い手が活動できる環境整備
- ⑤女性、高齢者、子ども、障がい者、外国人、観光客等への配慮
- ⑥自然との共生、環境との調和、景観の維持への配慮

IV. 脆弱性評価の実施

1. 想定するリスク

予想される大規模自然災害全般に対する評価を行うものとし、具体的には以下の自然災害を想定するものとする。

- ①南海トラフの地震<3連動地震、南海トラフ巨大地震>（地震動、津波、液状化、土砂災害 等）
- ②中央構造線地震（地震動、津波、液状化、土砂災害 等）
- ③台風等による風水害（暴風、竜巻、高潮、豪雨、土砂災害、浸水 等）

2. 施策分野

脆弱性評価は、以下に掲げる 10 分野と各分野共通の 2 項目（リスクコミュニケーション、老朽化対策）で行うものとする。

- ①行政機能（消防等）
- ②住宅・都市
- ③保健医療・福祉
- ④エネルギー
- ⑤情報通信
- ⑥産業構造
- ⑦交通・物流
- ⑧農林水産
- ⑨環境
- ⑩土地利用

3. 起きてはならない最悪の事態

「起きてはならない最悪の事態」は太地町の地域特性を踏まえ、以下に掲げるリスクシナリオとする。

事前に備えるべき目標	プログラムにより回避すべき 起きてはならない最悪の事態
1. 大規模自然災害が発生したときでも 人命の保護が最大限図られる	1-1) 大規模津波等の発生による死傷者の発生
	1-2) 都市部等での建物・交通施設等の複合的・大規模 倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の 発生
	1-3) 不特定多数が集まる施設の倒壊・火災
	1-4) 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の 浸水
	1-5) 風水害・土砂災害（深層崩壊）等による多数の死 傷者の発生のみならず、後年度にわたり町域の 脆弱性が高まる事態
	1-6) 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多 数の死傷者の発生
2. 大規模自然災害発生直後から救助・ 救急、医療活動等が迅速に行われる （それがなされない場合の必要な 対応を含む）	2-1) 消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的 不足
	2-2) 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ル ートの途絶による医療機能の麻痺
	2-3) 救助、救急、医療活動のためのエネルギー供給の 長期途絶
	2-4) 被災地での食糧・飲料水等、生命に関わる物資供 給の長期停止
	2-5) 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生
	2-6) 想定を超える大量かつ長期の観光客等の帰宅困 難者の発生及び長期化と水・食糧等の供給不足
	2-7) 被災地における疫病・感染症等の大規模発生
3. 大規模自然災害発生直後から必要不 可欠な行政機能は確保する	3-1) 町役場の機能不全
	3-2) 行政機関（町役場除く）の職員・施設等の被災に よる機能の大幅な低下

事前に備えるべき目標	プログラムにより回避すべき 起きてはならない最悪の事態
4. 大規模自然災害発生直後から必要 不可欠な情報通信機能は確保する	4-1) テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必 要な者に伝達できない事態
	4-2) 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止
5. 大規模自然災害発生後であっても、 経済活動（サプライチェーンを含 む）を機能不全に陥らせない	5-1) 食糧等の安定供給の停滞やサプライチェーンの 寸断等による企業等の生産力低下による地域間 競争力の低下
	5-2) 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要な エネルギー供給の停止
6. 大規模自然災害発生後であっても、 生活・経済活動に必要最低限の上下 水道、交通ネットワーク等を確保す るとともに、これらの早期復旧を図 る	6-1) 地域交通ネットワークが分断する事態
	6-2) 大規模地震や異常湧水により上水道等の長期間 にわたる供給停止
	6-3) 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
7. 制御不能な二次災害を発生させない	7-1) 市街地での大規模火災の発生
	7-2) 沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交 通麻痺
	7-3) ため池、防災施設等の損壊・機能不全による二次 災害の発生
8. 大規模自然災害発生後であっても、 地域社会・経済が迅速に再建・回復 できる条件を整備する	8-1) 道路啓開等の復旧・復興を担う人材等（専門家、 コーディネーター、労働者、地域に精通した技術 者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事 態
	8-2) 地盤沈下等や基幹インフラの損壊により復旧・ 復興が大幅に遅れる事態
	8-3) 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により 復旧・復興が大幅に遅れる事態
	8-4) 地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大 幅に遅れる事態

V. プログラムごとの推進方針

1. 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる

1-1) 大規模津波等の発生による死傷者の発生

〈現状・課題等〉

- 和歌山県の被害想定によると、本町における大規模津波による死傷者は、3 連動地震の場合 1,509 人、南海トラフ巨大地震の場合 2,019 人とされている。（冬季 18 時、風速 8m、早期避難しない場合）
- 本町は南海トラフの震源域に近く、津波の到達が早いため、津波到達までに安全な場所へ避難することが困難な地域（津波避難困難地域）が多く存在する。（3 連動地震の場合、太地地区、常渡地区の 2 地区 6.1ha 317 人。南海トラフ巨大地震の場合、太地地区、常渡地区、森浦地区の 3 地区 30.2ha 1,320 人）そのため住民アンケート調査においても早急な対応が求められている。
- 津波から逃げ切ることができる地域においても、津波情報が迅速に伝わらなかったり、避難路が塞がれるなど避難の障害となる事態が起こったりすると、被害の拡大をまねくおそれがある。
- 津波被害の危険性がある地域において、津波避難ビルが未指定、津波避難タワーが不足しているため、被害の拡大をまねくおそれがある。
- 災害時要援護者については、対象者名簿の作成を行い、地域の避難支援等関係者と名簿を共有し、地域と連携を図っているが、要援護者数に対し支援関係者数が不足している。
- 福祉避難所については、太地町福祉センターなどを障がい者の福祉避難所として位置づけているが、専門支援員の確保が必要である。
- 自主防災組織率が低く、災害時の避難等に支障をきたすおそれがある。



〈推進方針と指標〉

大規模津波等の発生による死傷者の発生を防ぐため、次のような施策を推進する。

施策分野と推進方針

【行政機能（消防等）】

- 津波情報や避難情報の迅速な伝達〔総務課〕
- デジタル方式の防災行政無線の導入〔総務課〕

【住宅・都市】

- 河川護岸の整備〔産業建設課〕
- 公園・広場等の避難場所や災害時の避難経路の確保〔総務課・産業建設課〕
- 避難施設の整備（津波避難が困難な地区を対象に、津波避難ビルの指定、避難タワーの建設や既存建物の屋上を利用した避難場所を整備）〔産業建設課・総務課〕
- 避難所の防災機能強化（災害時の避難所となる集会所などについて非常電源の確保、非常用給水設備、通信機能の向上等）〔産業建設課・教育委員会・総務課〕

【保健医療・福祉】

- 要援護者等の避難体制に関する対策の検討〔住民福祉課〕
- 福祉避難所の確保〔住民福祉課〕

【交通・物流】

- 避難道路へのアクセス性の向上〔産業建設課〕
- 避難路へのLED避難誘導灯の設置〔総務課・産業建設課〕
- 通学路と関連した避難経路の整備〔産業建設課・教育委員会〕
- 集落道路網の整備〔産業建設課〕
- 避難路・避難経路の整備
（急傾斜擁壁に緊急避難路として昇降路を設置、災害時の太地中学校（広域避難所）への避難ルートの選定及び確保、平見地区広域避難施設への移動のための里道整備、平見1号線改良）〔産業建設課・総務課〕
- 避難路の簡易整備（避難路に避難誘導看板を設置、避難時の安全確保のため、避難誘導灯や防護柵の整備）〔産業建設課・総務課〕

【リスクコミュニケーション】

- 自主防災組織の体制づくり〔総務課〕
- 地域と連携するため民間団体等と避難支援協定締結〔総務課〕
- 地域の防災・減災力の向上〔総務課・教育委員会〕
- 防災意識の高揚と啓発〔総務課〕
- 全国火災予防週間の啓発活動の継続、予防の重要性の徹底、防火意識の高揚につなげる活動の推進〔総務課〕
- 町職員への支援員研修会の実施〔総務課〕
- 災害記憶の伝承〔教育委員会〕
- 防災訓練の実施〔総務課〕

【老朽化対策】

（【住宅・都市】 【交通・物流】 に記載）

施策分野と推進方針
指標（現状値⇒目標値）
・避難勧告等の発令基準（津波災害に係るもの）の見直しを完了(H26) ・デジタル方式の防災行政無線が未導入（H27）⇒検討中 ・与根子川の護岸整備中 ・避難場所や避難経路は避難訓練等を踏まえ必要な施設等を整備 ・津波から逃れるためのより安全な避難先の確保に努める。 津波避難ビルの指定数 0 棟（H27）⇒施設管理者と協議の上、指定ヶ所を選定 津波避難タワー数 3 ヶ所（H27）⇒避難困難区域に整備 ・避難所の防災機能強化⇒施設設備の更新等にあわせて必要な機能を整備 ・避難支援プラン（個別計画）の作成率 6.7%（H28）⇒避難支援プランの作成促進 ・福祉避難所の指定数 5 ヶ所（H27）⇒6 ヶ所（H30） ・避難道路の未改良区間の早期整備、交差点・歩道の整備を県等の関係機関に積極的に要請 ・避難路へのLED避難誘導灯の設置 43 基（H27）⇒必要箇所の整備に努める。 ・避難路の整備箇所数 30 ヶ所（H27）⇒必要箇所の整備に努める。 ・自主防災組織率 20.4%（H27）⇒組織率の向上を図る。 ・地域と連携するため民間団体等と避難支援協定締結 6 団体（三笠コカ・コーラボトリング株式会社、みくまの農業協同組合、和歌山県エルピーガス協会、NPO 法人コメリ災害対策センター、公益社団法人和歌山県トラック協会、認定 NPO 法人全日本ヘリコプター協議会）（H28）⇒協定件数の増加を図る。 ・町職員への支援員研修会実施 未実施（H27）⇒県及び関係団体等と連携し研修会を実施

＜参考＞和歌山県国土強靱化計画（平成 27 年 9 月版）との主な関連項目

第 3 章 I . 1. 津波への備え	(1) 基本的な津波対策 (2) 津波避難困難地域の解消
第 3 章 II . 1. 災害応急体制の整備	(1) 救助・救援体制の充実強化
第 3 章 II . 2. 救助・救援に資するルートの確保	(1) 道路ネットワークの確保 (2) 緊急輸送道路等の通行確保 (3) 空港・港湾の機能確保
第 4 章 II . 1. 防災教育の充実	
第 4 章 II . 2. 防災文化の醸成	

1-2) 都市部等での建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生

〈現状・課題等〉

- 3 連動地震では震度 6 弱の、南海トラフ巨大地震では震度 6 強の地震が発生し、家屋倒壊や火災による被害が生じることが予測されている。
- 和歌山県の被害想定によると、本町における建物倒壊（震動）による死傷者は、3 連動地震の場合 23 人、南海トラフ巨大地震の場合 36 人とされている。（冬季 18 時、風速 8m、早期避難しない場合）
- 公営住宅や一般住宅の耐震化が完了しておらず、空き家も見られるため、緊急時の避難路・避難経路が閉塞し、安全性が確保できないおそれがある。
- 住宅（特に木造住宅）の密集率が高く狭隘な道路が多い市街地では、大規模地震時の火災が延焼する危険性が高いほか、瓦礫の延焼出火が懸念される。
- 市街地の幹線道路では無電柱化が進んでおらず、電柱が倒壊することによって交通が遮断されるおそれがある。
- 火災発生時、人命保護を図るための救助・救急体制の絶対的不足が懸念される。



〈推進方針と指標〉

都市部等での建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生を防ぐため、次のような施策を推進する。

施策分野と推進方針
【行政機能（消防等）】 ○消防団組織をできる限り充実させるための団員確保〔総務課〕 ○水槽付きポンプ自動車の更新など、消防力の基準も含め計画的な設備の充実を検討〔総務課〕
【住宅・都市】 ○空き家の実態把握に努め、緊急時の避難の安全性確保のために除却が必要な特定空き家の所有者に対して、指導等を実施〔総務課〕 ○空き家の活用による倒壊家屋の発生リスクの低減〔総務課・産業建設課〕 ○町有施設の耐災化〔各課〕 ○住宅の耐震改修等の促進〔総務課〕※住宅・建築物安全ストック形成事業等を活用し事業を推進 ○公営住宅の耐震化及び耐災化〔産業建設課〕 ○市街地等の幹線道路の無電柱化〔産業建設課〕
【交通・物流】 ○〔再掲〕避難路・避難経路の整備事業 （災害時の太地中学校（広域避難所）への避難ルートの選定及び確保、平見地区広域避難施設への移動のための里道整備、平見1号線改良事業）〔産業建設課・総務課〕
【老朽化対策】 （【行政機能（消防等）】【住宅・都市】【交通・物流】に記載）
指標（現状値⇒目標値）
・消防団員数 136 人（H27）⇒維持向上に努める。 ・水槽付きポンプ自動車（H28）2 台⇒適宜更新 ・空き家調査済（H27）⇒調査結果を基に改善指導等を実施 ・町有施設の耐震化率 100%（H28） ・耐震性を有する住宅の割合 30.9%（H27）⇒補助制度などの周知により向上に努める。 ・長寿命化整備の検討と併せて維持向上に努める。 ・市街地等の幹線道路の無電柱化率 0%（H27）⇒幹線道路整備に併せて無電柱化を検討 ・避難路の整備箇所数 30 ヶ所（H27）⇒必要箇所の整備に努める。

＜参考＞和歌山県国土強靱化計画（平成 27 年 9 月版）との主な関連項目

第 3 章 I . 2. 地震への備え	(1) 建築物の倒壊等への備え
第 3 章 II . 1. 災害応急体制の整備	(1) 救助・救援体制の充実強化
第 3 章 II . 2. 救助・救援に資するルートの確保	(1) 道路ネットワークの確保 (2) 緊急輸送道路等の通行確保 (3) 空港・港湾の機能確保
第 4 章 II . 1. 防災教育の充実	
第 4 章 II . 2. 防災文化の醸成	

1-3) 不特定多数が集まる施設の倒壊・火災

〈現状・課題等〉

- 学校施設、公立社会教育施設、公立社会体育施設、交通施設、観光施設、公園施設等の耐震化や耐災化が完了しておらず、倒壊や火災による被害が生じるおそれがある。
- 避難弱者が存在する社会福祉施設などの耐震化が完了しておらず、倒壊や火災による被害が生じるおそれがある。
- 災害発生時の避難誘導、救助活動、人命保護を図るための救助・救急体制の絶対的不足が懸念される。



〈推進方針と指標〉

不特定多数が集まる施設の倒壊・火災を防ぐため、次のような施策を推進する。

施策分野と推進方針	
【行政機能（消防等）】 ○〔再掲〕消防団組織をできる限り充実させるための団員確保〔総務課〕 ○〔再掲〕水槽付きポンプ自動車の更新など、消防力の基準も含め計画的な設備の充実を検討〔総務課〕 【住宅・都市】 ○太地駅舎の改築（複合コミュニティセンター）〔総務課・産業建設課〕 ○〔再掲〕町有施設の耐災化〔各課〕 ○〔再掲〕公営住宅の耐震化及び耐災化〔総務課・産業建設課〕 ○くじらの博物館の耐震化・耐災化の推進〔くじらの博物館〕 ○町立学校施設の耐震化・耐災化の推進〔教育委員会〕 ○社会福祉施設の耐震化〔産業建設課・住民福祉課〕 ○地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金（デイサービスセンターであいのスプリング整備）〔産業建設課・住民福祉課〕 ○医療機関の耐震化・耐災化の推進〔住民福祉課〕 ○スポーツ・レクリエーション施設の耐震化及び耐災化〔教育委員会・産業建設課〕 ○公園施設の耐災化〔産業建設課〕 【老朽化対策】 （【行政機能（消防等）】【住宅・都市】に記載）	
指標（現状値⇒目標値）	
・消防団員数 136 人（H27）⇒維持向上に努める。 ・水槽付きポンプ自動車（H28）2 台⇒適宜更新 ・太地駅舎の改築 1 施設（H27）⇒1 施設（H29） ・町有施設の耐震化率 100%（H28） ・公営住宅は長寿命化整備の検討と併せて維持向上に努める。 ・くじらの博物館は施設設備の更新に併せて整備に努める。 ・町立太地小学校、太地中学校の建物の耐震化率 100%（H27） ・福祉関連施設（老人ホーム南紀園、サンテヴィラージュ太地、太地町福祉センターなど）の耐震化率 100%（H27） ・医療機関の耐震化率：診療所 100%（H27） ・スポーツ・レクリエーション施設や公園施設は施設設備の更新にあわせて整備を実施	

＜参考＞和歌山県国土強靱化計画（平成 27 年 9 月版）との主な関連項目

第 3 章 I . 1. 津波への備え	(1) 基本的な津波対策 (2) 津波避難困難地域の解消
第 3 章 I . 2. 地震への備え	(1) 建築物の倒壊等への備え (2) 地震に起因する火災等への備え
第 3 章 I . 3. 風水害等への備え	(1) 水害から命を守る対策 (2) 土砂災害から命を守る対策
第 3 章 II . 3. 行政の災害対応能力強化	(1) 災害対策を確実に推進できる体制の構築

1-4) 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水

〈現状・課題等〉

- 現在、河川改修や治山対策等に取り組んでいるものの、地球温暖化などの気候変動の影響により想定を超える降雨などが懸念され、依然として大雨等によって河川の氾濫や土砂災害等による人的被害、物的被害が発生するおそれがある。
- 発災時に適切な情報が入手できなかったり、判断基準が明確でなかったりした場合、町による避難勧告等の発令が遅れるおそれがある。
- 地震・津波災害時に広域かつ長期的に市街地の浸水が発生するおそれがある。

〈推進方針と指標〉

異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水を防ぐため、次のような施策を推進する。

施策分野と推進方針
【行政機能（消防等）】 ○異常気象情報や避難情報の迅速な伝達〔総務課〕 【住宅・都市】 ○風水害避難先安全レベルを設定した避難所の設定〔総務課〕 ○中小河川の浸水被害への予防対策について、県への要望など推進〔産業建設課〕
指標（現状値⇒目標値）
・避難勧告等の発令基準（水害に係るもの）の見直しの完了有無：完了（H26） ・風水害避難先安全レベルを設定した避難所の箇所数 14 ヶ所（H27）⇒必要箇所の整備に努める。 ・県管理河川（与根子川）は河川整備中

＜参考＞和歌山県国土強靱化計画（平成 27 年 9 月版）との主な関連項目

第 3 章 I . 3. 風水害等への備え	(1) 水害から命を守る対策 (2) 土砂災害から命を守る対策
第 3 章 II . 1. 災害応急体制の整備	(1) 救助・救援体制の充実強化
第 3 章 II . 2. 救助・救援に資するルートの確保	(1) 道路ネットワークの確保 (2) 緊急輸送道路等の通行確保
第 3 章 II . 3. 行政の災害対応能力強化	(1) 災害対策を確実に推進できる体制の構築
第 3 章 II . 4. 地域の防災体制づくり	(1) 地域の防災力強化 (2) 防災教育の徹底
第 4 章 II . 1. 防災教育の充実	
第 4 章 II . 2. 防災文化の醸成	

1-5) 風水害・土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり町域の脆弱性が高まる事態

〈現状・課題等〉

- 本町では土砂災害危険箇所数が 97 ヶ所と多く（面積割合が県内 2 位）、また、高齢化・過疎化の進行とあいまって鳥獣による農林産物への被害も発生し、耕作放棄地等が増加している傾向にあり、台風や集中豪雨等によって土石流や急傾斜地の崩壊が発生するおそれがある。
- 発災時に適切な情報が入手できなかったり、判断基準が明確でなかったりした場合、町による避難勧告等の発令が遅れるおそれがある。
- 土砂災害警戒区域等の調査・指定は完了しているが、区域内等で災害が発生した場合、道路や施設などの社会資本への被害や人的被害の発生のみならず、本町の農林水産業や観光業にも多大な被害をおよぼすおそれがある。



〈推進方針と指標〉

風水害・土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり町域の脆弱性が高まる事態を防ぐため、次のような施策を推進する。

施策分野と推進方針	
【行政機能（消防等）】 ○風水害・土砂災害情報や避難情報の迅速な伝達〔総務課〕	
【住宅・都市】 ○〔再掲〕風水害避難先安全レベルを設定した避難所の設定〔総務課〕 ○土砂災害警戒区域等指定のための調査及び結果の公表〔総務課〕 ○〔再掲〕中小河川の浸水被害への予防対策について、県への要望など推進〔産業建設課〕	
【農林水産】 ○鳥獣被害の防止総合対策〔産業建設課〕	
指標（現状値⇒目標値）	
・避難勧告等の発令基準（土砂災害に係るもの）の見直し完了（H26） ・風水害避難先安全レベルを設定した避難所の箇所数 14 ヶ所（H27）⇒必要箇所の整備に努める。 ・土砂災害警戒区域等指定のための調査及び結果の公表についての進捗率 調査：100％（H27） 指定：100％（H27） ・県管理河川（与根子川）は河川整備中 ・猟友会の人員確保に努める。	

＜参考＞和歌山県国土強靱化計画（平成 27 年 9 月版）との主な関連項目

第 3 章 I . 3. 風水害等への備え	(1) 水害から命を守る対策 (2) 土砂災害から命を守る対策
第 3 章 II . 1. 災害応急体制の整備	(1) 救助・救援体制の充実強化 (2) 必要な救援物資の確保 (3) 避難者の安心確保 (4) ライフライン等の機能確保
第 3 章 II . 2. 救助・救援に資するルートの確保	(1) 道路ネットワークの確保 (2) 緊急輸送道路等の通行確保 (3) 空港・港湾の機能確保
第 3 章 II . 3. 行政の災害対応能力強化	(1) 災害対策を確実に推進できる体制の構築
第 3 章 II . 4. 地域の防災体制づくり	(1) 地域の防災力強化 (2) 防災教育の徹底
第 3 章 III . 2. 迅速な産業活動の再開に向けた取組	(1) 経済基盤の機能維持 (2) 産業の持続性強化

1-6) 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生

〈現状・課題等〉

- 防災拠点となるべき町庁舎は、津波浸水想定区域内にあるため、職員の参集が遅れ、避難指示（緊急）・避難勧告放送が遅れてしまうおそれがある。
- 本町から住民に各種情報を伝達する町防災行政無線の基地局である町役場が津波浸水想定区域内にあるため、被災して機能不全となり、避難行動要支援者に安全・安心確保のための災害情報が伝達できないおそれがある。
- 発災時に適切な情報が入手できなかったり、判断基準が明確でなかったりした場合、町による避難勧告等の発令が遅れるおそれがある。
- 災害時要援護者については、対象者名簿の作成を行い、地域の避難支援等関係者と名簿を共有し、地域と連携を図っているが、要援護者数に対し支援関係者数が不足するおそれがある。



〈推進方針と指標〉

情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生を防ぐため、次のような施策を推進する。

施策分野と推進方針	
【行政機能（消防等）】 ○避難情報の迅速な伝達〔総務課〕	
【情報通信】 ○広域圏での相互支援に迅速に対応できる情報通信網及び情報通信機器の整備〔総務課〕 ○デジタル方式の防災行政無線の導入〔総務課〕 ○デジタル消防救急無線の活用〔総務課〕 ○同報無線対応型防災ラジオの貸与〔総務課〕 ○観光・防災 Wi-Fi ステーションの整備（防災情報の発信力強化に向けた公衆無線 LAN 環境の整備）〔総務課・産業建設課〕	
【リスクコミュニケーション】 ○くじらの博物館における防災・災害情報の提供機会の拡充〔くじらの博物館〕 ○防災情報の発信〔総務課〕 ○防災減災関連学習等の促進〔教育委員会〕 ○ソフト・ハード両面からの防災情報の伝達体制づくり〔総務課〕 ○〔再掲〕地域と連携するため民間団体等と避難支援協定締結〔総務課〕	
【老朽化対策】 （【情報通信】に記載）	
指標（現状値⇒目標値）	
・避難勧告発令基準の見直しの完了有無：完了（H26） ・デジタル方式の防災行政無線が未導入⇒検討中 ・デジタル方式の消防救急無線の導入：実施済（H28） ・同報無線対応型防災ラジオの貸与世帯数 1,075 世帯（H28）⇒申請に応じて貸与する。 ・くじらの博物館においては観光・防災 Wi-Fi ステーション整備済（H28） ・小中学校での防災教育の実施校数：全ての小中学校 ・地域と連携した避難（防災）訓練の実施率は小学校 100%（H27）中学校 0%（H27）⇒地域と協議し開催を検討 ・防災情報の伝達を図るため J-アラート導入済 ・地域と連携するため民間団体等と避難支援協定締結 6 団体（三笠コカ・コーラボトリング株式会社、みくまの農業協同組合、和歌山県エルピーガス協会、NPO 法人コメリ災害対策センター、公益社団法人和歌山県トラック協会、認定 NPO 法人全日本ヘリコプター協議会）（H28）⇒協定件数の増加を図る。	

＜参考＞和歌山県国土強靱化計画（平成 27 年 9 月版）との主な関連項目

第 3 章 I . 1. 津波への備え	(1) 基本的な津波対策
第 3 章 I . 3. 風水害等への備え	(1) 水害から命を守る対策 (2) 土砂災害から命を守る対策
第 3 章 II . 3. 行政の災害対応能力強化	(1) 災害対策を確実に推進できる体制の構築
第 3 章 II . 4. 地域の防災体制づくり	(1) 地域の防災力強化 (2) 防災教育の徹底
第 4 章 II . 1. 防災教育の充実	
第 4 章 II . 2. 防災文化の醸成	

2. 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）

2-1) 消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

〈現状・課題等〉

- 役場庁舎、太地町消防団本部が浸水想定区域内に位置するため、大規模な津波が発生すると、災害救助等の活動拠点のみならず専門知識を有する人材も被災し、各種活動の実施が人的、物的の両面から大幅に遅延するおそれがある。
- 災害発生時、人命救助を図るための救助・救急体制の絶対的不足が懸念される。

〈推進方針と指標〉

消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足を防ぐため、次のような施策を推進する。

施策分野と推進方針
【行政機能（消防等）】 ○〔再掲〕消防団組織をできる限り充実させるための団員確保〔総務課〕 【住宅・都市】 ○〔再掲〕町有施設の耐災化〔各課〕 ○役場庁舎の移転〔総務課・産業建設課〕 【老朽化対策】 （【住宅・都市】に記載）
指標（現状値⇒目標値）
・消防団員数 136 人（H27）⇒維持向上に努める。 ・町有施設の耐震化率 100%（H28） ・浸水想定区域内に位置する主要な町有施設数 5 施設（H28） ・役場庁舎の移転着手（H27）⇒完了予定（H33）

＜参考＞和歌山県国土強靱化計画（平成 27 年 9 月版）との主な関連項目

第 3 章 II. 1. 災害応急体制の整備	(1) 救助・救援体制の充実強化 (2) 必要な救援物資の確保 (3) 避難者の安心確保 (4) ライフライン等の機能確保
第 3 章 II. 3. 行政の災害対応能力強化	(1) 災害対策を確実に推進できる体制の構築

2-2) 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺

〈現状・課題等〉

- 大規模災害時には多数の傷病者の発生が想定され、医療・介護施設における医療資機材や災害用医薬品等の不足が懸念されるため、医療活動等が迅速に行われないおそれがある。
- 交通インフラの被災によって、医療・介護に関する支援活動を受け入れられないおそれもある。
- 医師・看護師等の医療スタッフも被災し、医療活動等の復旧に時間を要する事態となるおそれがある。
- 災害発生時、人命救助を図るための救助・救急体制の絶対的不足が懸念される。

〈推進方針と指標〉

医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺を防ぐため、次のような施策を推進する。

施策分野と推進方針

【住宅・都市】

- 橋梁耐震化の促進（森浦及び汐入橋）〔産業建設課〕

【保健医療・福祉】

- 診療所の耐災化の促進〔住民福祉課〕
- 救急体制の広域化による高度な救急体制の構築〔総務課〕
- 新宮東牟婁地域定住自立圏の形成にあわせた広域医療ネットワークづくりの推進〔住民福祉課・総務課〕
- 救急救命士の育成、救急講習会の実施など、救急搬送体制の充実化〔総務課〕
- 福祉避難所における医薬品の備蓄等の検討〔総務課・産業建設課〕
- 福祉避難所の確保〔住民福祉課・総務課〕

【交通・物流】

- 災害時におけるヘリコプターが発着できるヘリポートの確保〔総務課・産業建設課〕
- 〔再掲〕避難路・避難経路の整備（急傾斜擁壁に緊急避難路として昇降路を設置）
（災害時の太地中学校（広域避難所）への避難ルートの選定及び確保、平見地区広域避難施設への移動のための里道整備、平見1号線改良）〔産業建設課・総務課〕

【老朽化対策】

- （【住宅・都市】 【保健医療・福祉】に記載）

指標（現状値⇒目標値）

- ・ 汐入橋を整備中（H28）
- ・ 医療機関の耐震化率：診療所 100%（H27）
- ・ 災害医療広域訓練を年1回実施
- ・ 救急搬送体制に関する講習会等未実施（H27）⇒関係機関等と協議し講習会等への参加を検討
- ・ 福祉避難所における医薬品の備蓄着手（H27）⇒適宜、備蓄に努める。
- ・ 指定又は協定締結した福祉避難所数 5ヶ所（H27）⇒6（H30）
- ・ 災害時におけるヘリコプターが発着できるヘリポート数4ヶ所（H27）⇒必要箇所の整備に努める。
- ・ 避難路の整備箇所数30ヶ所（H27）⇒必要箇所の整備に努める。

<参考>和歌山県国土強靱化計画（平成27年9月版）との主な関連項目

第3章Ⅱ.1. 災害応急体制の整備	(1) 救助・救援体制の充実強化 (2) 必要な救援物資の確保 (3) 避難者の安心確保 (4) ライフライン等の機能確保
第3章Ⅱ.2. 救助・救援に資するルートの確保	(1) 道路ネットワークの確保 (2) 緊急輸送道路等の通行確保 (3) 空港・港湾の機能確保
第3章Ⅱ.3. 行政の災害対応能力強化	(1) 災害対策を確実に推進できる体制の構築



2-3) 救助、救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶

〈現状・課題等〉

- 大規模な自然災害が発生した場合、交通インフラの被災により、和歌山県や他府県、他市町村等からのエネルギー供給支援や電力復旧等に関する専門家派遣などについても遅れが生じる可能性が高く、町内の電力供給が長期にわたって途絶するおそれがある。
- 町内にある給油所は津波浸水想定区域内に位置するため、災害により物流が停止し、重要施設や緊急車両等の燃料が確保できないおそれがある。
- 停電等のエネルギー供給の長期途絶により、救助、救急、医療活動を担う医療機関等の機能が維持できないおそれがある。

〈推進方針と指標〉

救助、救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶を防ぐため、次のような施策を推進する。

施策分野と推進方針
【住宅・都市】 ○〔再掲〕避難所の防災機能強化（災害時の避難所となる、小中学校、集会所などについて非常電源の確保、非常用給水設備、通信機能の向上等、避難所防災機能の強化）〔産業建設課・教育委員会・総務課〕 【エネルギー】 ○石油製品の利用促進（指定避難所や防災拠点における石油製品・L P ガスの貯槽等の導入）〔総務課〕 【老朽化対策】 （【住宅・都市】に記載）
指標（現状値⇒目標値）
・避難所の防災機能強化は施設設備の更新等にあわせて必要な機能を整備 ・石油製品等の貯槽整備は施設設備の更新等にあわせて必要な機能を整備

＜参考＞和歌山県国土強靱化計画（平成 27 年 9 月版）との主な関連項目

第 3 章 II . 1. 災害応急体制の整備	(1) 救助・救援体制の充実強化 (2) 必要な救援物資の確保 (3) 避難者の安心確保 (4) ライフライン等の機能確保
第 3 章 II . 3. 行政の災害対応能力強化	(1) 災害対策を確実に推進できる体制の構築

2-4) 被災地での食糧・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

〈現状・課題等〉

- 本町は紀伊半島の南端に位置し、和歌山市をはじめとする都市部から遠距離にあり、大規模災害が発生した場合には、国道や県道の幹線・緊急輸送道路等が被災し、車両輸送が困難になることによって、応援給水や食糧・飲料水・その他物資の到着が長期間停止するおそれがある。
- 町内でも、管路、配水池等の水道施設が被災し、ライフラインである上水道が長期間にわたり機能停止するおそれがある。
- 災害発生直後の迅速な道路啓開や応急復旧等に必要な建設機械、仮設資材及び人材が不足する懸念がある。

〈推進方針と指標〉

被災地での食糧・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止を防ぐため、次のような施策を推進する。

施策分野と推進方針	
【住宅・都市】 ○既設の貯水槽の改築〔産業建設課〕 ○ライフラインが閉ざされた時は、上水道をシャットダウンし、代わりに貯水を上水道と連動し飲料料として供給できるシステムの整備〔産業建設課〕 ○配水池（2箇所）の耐震化〔産業建設課〕	
【交通・物流】 ○〔再掲〕災害時におけるヘリコプターが発着できるヘリポートの確保〔総務課・産業建設課〕	
【老朽化対策】 （【住宅・都市】に記載）	
指標（現状値⇒目標値）	
・配水池の耐震化率（浄水能力（ $\text{m}^3/\text{日}$ ）ベース）0%（H27）⇒施設設備の更新にあわせて耐震化に努める。 ・災害時におけるヘリコプターが発着できるヘリポート数4ヶ所（H27）⇒必要箇所の整備に努める。	

＜参考＞和歌山県国土強靱化計画（平成27年9月版）との主な関連項目

第3章Ⅱ.1. 災害応急体制の整備	(1) 救助・救援体制の充実強化 (2) 必要な救援物資の確保 (3) 避難者の安心確保 (4) ライフライン等の機能確保
第3章Ⅱ.3. 行政の災害対応能力強化	(1) 災害対策を確実に推進できる体制の構築
第3章Ⅱ.4. 地域の防災体制づくり	(1) 地域の防災力強化 (2) 防災教育の徹底
第3章Ⅲ.1. 迅速な復旧・復興の実現に向けた取組	(1) 復旧・復興に向けた体制の整備及び人材の確保

2-5) 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生

〈現状・課題等〉

- 本町は、熊野灘に突き出した半島状の地形であるため、町内で大規模な災害が発生した場合には車両の通行不能区間が発生し、孤立集落化が長期化するおそれがある。
- 大規模な津波災害の発生によって災害対策本部となる役場庁舎も被災した場合には、集落の被災状況を把握するのに時間を要するおそれがある。

〈推進方針と指標〉

多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生を防ぐため、次のような施策を推進する。

施策分野と推進方針	
【住宅・都市】 ○急傾斜地のがけ崩れ等による被害への予防対策を引き続き県に要望し推進〔産業建設課〕 ○〔再掲〕橋梁耐震化の促進（森浦及び汐入橋）〔産業建設課〕 ○岸壁、堤防等の耐震化の促進〔産業建設課〕 【情報通信】 ○孤立する可能性のある集落における防災行政無線等の設置〔総務課〕 【交通・物流】 ○〔再掲〕災害時におけるヘリコプターが発着できるヘリポートの確保〔総務課・産業建設課〕 【老朽化対策】 （【住宅・都市】に記載）	
指標（現状値⇒目標値）	
・土砂災害警戒区域等指定のための調査及び結果の公表についての進捗率 調査：100%（H27）、指定：100%（H27） ・汐入橋を整備中（H28） ・復旧復興を早期に行うための防波堤の耐震化及び耐津波性能化に関して整備中（H28） ・夏山地区の入江堤防耐震改修を県に要望（H28） ・孤立する可能性のある集落における防災行政無線等の設置率 100%（H27） ・災害時におけるヘリコプターが発着できるヘリポート数 4ヶ所（H27）⇒必要箇所の整備に努める。	

＜参考＞和歌山県国土強靱化計画（平成 27 年 9 月版）との主な関連項目

第 3 章 I . 1. 津波への備え	(1) 基本的な津波対策 (2) 津波避難困難地域の解消
第 3 章 I . 3. 風水害等への備え	(1) 水害から命を守る対策 (2) 土砂災害から命を守る対策
第 3 章 II . 1. 災害応急体制の整備	(1) 救助・救援体制の充実強化 (2) 必要な救援物資の確保 (3) 避難者の安心確保 (4) ライフライン等の機能確保
第 3 章 II . 2. 救助・救援に資するルートの確保	(1) 道路ネットワークの確保 (2) 緊急輸送道路等の通行確保
第 3 章 II . 3. 行政の災害対応能力強化	(1) 災害対策を確実に推進できる体制の構築
第 3 章 II . 4. 地域の防災体制づくり	(1) 地域の防災力強化 (2) 防災教育の徹底

2-6) 想定を超える大量かつ長期の観光客等の帰宅困難者の発生及び長期化と水・食糧等の供給不足

〈現状・課題等〉

○本町における観光業は主要産業の一つであり、年間約 25 万人もの人々が本町を訪れているが、災害によって交通インフラが被災した場合には、公共交通機関の運行休止や道路の通行不能等により、観光客の多くが帰宅困難な状況が中長期化し、滞在中の水や食糧等が供給不足になるおそれがある。

〈推進方針と指標〉

想定を超える大量かつ長期の観光客等の帰宅困難者の発生及び長期化と水・食糧等の供給不足を防ぐため、次のような施策を推進する。

施策分野と推進方針

【住宅・都市】

○〔再掲〕くじらの博物館の耐震化・耐災化の推進〔くじらの博物館〕

【保健医療・福祉】

○くじらの博物館における要配慮者等に配慮した施設整備による防災・減災機能の向上〔くじらの博物館〕

【情報通信】

○くじら浜公園の避難誘導・案内板・サイン等の充実〔産業建設課〕

○〔再掲〕くじらの博物館における防災・災害情報の提供機会の拡充〔くじらの博物館〕

○〔再掲〕観光・防災 Wi-Fi ステーションの整備（防災情報の発信力強化に向けた公衆無線 LAN 環境の整備）〔総務課・産業建設課〕

○「道の駅たいじ」における防災・災害情報等の提供機会の拡充による防災・減災機能の向上〔総務課・産業建設課〕

【土地利用】

○旧グリーンピア南紀跡地の多面的利用〔総務課・産業建設課・住民福祉課・教育委員会〕

【リスクコミュニケーション】

○くじらの博物館におけるリスクコミュニケーション（外国語対応）の強化〔総務課〕

【老朽化対策】

（【住宅・都市】に記載）

指標（現状値⇒目標値）

- ・くじらの博物館の施設設備の更新に併せて耐震化・耐災化整備に努める。
- ・くじらの博物館は施設設備の更新に併せて要配慮者等に配慮した施設整備に努める。
- ・くじらの博物館は観光・防災 Wi-Fi ステーション整備済（H28）
- ・「道の駅たいじ」における防災・災害情報等の提供スペースの確保（H29）
- ・旧グリーンピア南紀跡地は防災拠点施設、避難所として整備⇒行政機能やその他施設の整備検討

＜参考＞和歌山県国土強靱化計画（平成 27 年 9 月版）との主な関連項目

第 3 章 II. 1. 災害応急体制の整備	(1) 救助・救援体制の充実強化 (2) 必要な救援物資の確保 (3) 避難者の安心確保 (4) ライフライン等の機能確保
第 3 章 II. 2. 救助・救援に資するルートの確保	(1) 道路ネットワークの確保 (2) 緊急輸送道路等の通行確保
第 3 章 II. 3. 行政の災害対応能力強化	(1) 災害対策を確実に推進できる体制の構築

2-7) 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

〈現状・課題等〉

- ゴミ処理施設等の被災によって、災害ごみや汚泥、避難所から排出されるごみ等が放置されれば、環境衛生面が悪化し、疫病や感染症等の発生につながるおそれがある。
- 避難所生活が長期化する場合には、被災者の体力も低下していることから、ノロウイルスやインフルエンザといった感染症等が発生・まん延するおそれがある。
- 下水道施設が老朽化し、耐震化や耐津波化が完了していないため、下水道施設等の被災により汚水の未処理放流やトイレが使用不能になるなど、公衆衛生に重大な影響が生じるおそれがある。

〈推進方針と指標〉

被災地における疫病・感染症等の大規模発生を防ぐため、次のような施策を推進する。

施策分野と推進方針	
【住宅・都市】 ○下水道施設の耐震化及び耐災化〔産業建設課]	
【保健医療・福祉】 ○高齢者へのインフルエンザの接種〔住民福祉課] ○避難所での消毒薬剤の備蓄〔総務課・住民福祉課] ○感染症に関する職員研修の開催〔総務課・住民福祉課]	
【老朽化対策】 （【住宅・都市】に記載）	
指標（現状値⇒目標値）	
・地震対策上重要な下水管渠における地震対策実施率 0%（H27）⇒下水管渠等の更新に応じて地震対策の実施に努める。 ・避難場所等への下水道の管渠整備率 100%（H27） ・下水道の事業継続計画策定済（H27） ・水洗化・生活雑排水処理人口割合 下水普及率 55.4%（H27）水洗化率 88.4%（H28）⇒各割合の向上に努める。 ・高齢者へのインフルエンザの接種率 57.3%（H27）⇒接種率の向上に努める。 ・避難所での消毒薬剤の備蓄率 50%（H27）⇒施設管理者等と協議し備蓄に努める。 ・感染症に関する職員研修開催未開催（H27）⇒保健所など関係機関と協議し開催に努める。	

＜参考＞和歌山県国土強靱化計画（平成 27 年 9 月版）との主な関連項目

第 3 章 II. 1. 災害応急体制の整備	(1) 救助・救援体制の充実強化 (2) 必要な救援物資の確保 (3) 避難者の安心確保 (4) ライフライン等の機能確保
第 3 章 II. 3. 行政の災害対応能力強化	(1) 災害対策を確実に推進できる体制の構築
第 3 章 II. 4. 地域の防災体制づくり	(1) 地域の防災力強化 (2) 防災教育の徹底

3. 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する

3-1) 町役場の機能不全

〈現状・課題等〉

- 本町の行政中枢であり、防災拠点である役場庁舎は臨海部にあり、大規模な災害時には機能喪失が憂慮される。
- 津波を含む大規模災害時には、町職員が被災したり、職員の参集が遅延したりすることによって、災害被災者救助や応急・復旧等の災害対応が迅速に実施できないおそれもある。
- 災害により物流が停止し、重要施設や緊急車両等の燃料が確保できないおそれや、災害対応に従事する職員の食糧を調達できないおそれがある。
- 停電等により、住民等への情報伝達や情報把握、関係行政機関相互の連絡手段を失うおそれがある。
- 情報システムのクラウド化を進めているが、庁舎の被災によって一部の情報を失うおそれがある。
- 太地町業務継続計画（BCP）を策定していないために、応急、復旧・復興対策等に混乱が生じてしまうおそれがある。

〈推進方針と指標〉

町役場の機能不全を防ぐため、次のような施策を推進する。

施策分野と推進方針
【住宅・都市】 ○〔再掲〕役場庁舎の移転〔総務課・産業建設課〕 【リスクコミュニケーション】 ○関係機関との実践的訓練〔総務課〕 ○実践的訓練への応援機関等の参加〔総務課〕 ○太地町業務継続計画（BCP）の策定〔総務課〕 【老朽化対策】 （【住宅・都市】に記載）
指標（現状値⇒目標値）
・役場庁舎の移転着手（H27）⇒完了予定（H33） ・関係機関との実践的訓練は実施中（H27） ・実践的訓練への応援機関等の参加 3 機関（日赤、社協、自主防） ・太地町業務継続計画（BCP）の策定に努める。

＜参考＞和歌山県国土強靱化計画（平成 27 年 9 月版）との主な関連項目

第 3 章 I . 2. 地震への備え	(1) 建築物の倒壊等への備え
第 3 章 II . 1. 災害応急体制の整備	(1) 救助・救援体制の充実強化 (2) 必要な救援物資の確保 (3) 避難者の安心確保 (4) ライフライン等の機能確保
第 3 章 II . 2. 救助・救援に資するルートの確保	(1) 道路ネットワークの確保 (2) 緊急輸送道路等の通行確保 (3) 空港・港湾の機能確保
第 3 章 II . 3. 行政の災害対応能力強化	(1) 災害対策を確実に推進できる体制の構築

3-2) 行政機関（町役場除く）の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

〈現状・課題等〉

- 役場庁舎が被災したときの業務バックアップ拠点となる多目的施設の耐災化が完了していない。
- 大規模な災害が発生した場合、町職員等の被災等により、災害時対応に必要な人員が確保できないおそれがあり自主防災組織率も低い状況にある。
- 停電等により、住民等への情報伝達や情報把握、関係行政機関相互の連絡手段を失うおそれがある。

〈推進方針と指標〉

行政機関（町役場除く）の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下を防ぐため、次のような施策を推進する。

施策分野と推進方針
【行政機能（消防等）】 ○自主防災組織率の向上〔総務課〕 ○現在指定している避難施設について、耐震基準や津波浸水の可能性などから見直し〔総務課・産業建設課〕
【住宅・都市】 ○子ども園の移設〔教育委員会・産業建設課・総務課〕 ○小学校の移転〔教育委員会・産業建設課・総務課〕 ○〔再掲〕町有施設の耐災化〔各課〕
【エネルギー】 ○防災拠点や避難所等への再生可能エネルギー導入〔総務課〕
【老朽化対策】 （【行政機能（消防等）】、【住宅・都市】に記載）
指標（現状値⇒目標値）
・自主防災組織率 20.4%（H27）⇒組織率の向上を図る。 ・避難所運営マニュアルの見直し（H26）⇒最新の知見等を踏まえ適切に見直しを図る。 ・町立太地子ども園の移設（H27）⇒（H29 予定） ・町立太地小学校の移転（H27）⇒（H32 予定） ・町立学校施設の耐震化率（町立太地小学校、町立太地中学校）の建物の耐震化率 100%（H27） ・太陽光発電設備＋蓄電池 1 基（H25）⇒予定防災拠点や避難所等の機能を確認し拡充に努める。

＜参考＞和歌山県国土強靱化計画（平成 27 年 9 月版）との主な関連項目

第 3 章 I . 2. 地震への備え	(1) 建築物の倒壊等への備え
第 3 章 II . 1. 災害応急体制の整備	(1) 救助・救援体制の充実強化
第 3 章 II . 3. 行政の災害対応能力強化	(1) 災害対策を確実に推進できる体制の構築



4. 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する

4-1) テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態

〈現状・課題等〉

- 災害によってテレビ・ラジオ放送が中断し、町民が災害情報を取得できないおそれがある。
- 防災行政無線の基地局である役場庁舎が被災すると、情報通信機能が機能不全となるおそれがある。
- 災害直後においては携帯電話、インターネットなどもアクセスの集中によって通信障害が発生し、情報伝達を行えなくなるおそれがある。

〈推進方針と指標〉

テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態を防ぐため、次のような施策を推進する。

施策分野と推進方針
【情報通信】 ○デジタル方式の防災行政無線の導入〔総務課〕 ○地域公共ネットワーク等の強靱化（放送ネットワーク整備支援、株式会社ZTVのケーブルテレビ幹線の2ルート化）〔総務課〕 【老朽化対策】 （【情報通信】に記載）
指標（現状値⇒目標値）
・デジタル方式の防災行政無線が未導入（H27）⇒検討中 ・ケーブルテレビ幹線の2ルート化等は未実施（H27）⇒県及び関係事業者等と協議して検討

＜参考＞和歌山県国土強靱化計画（平成27年9月版）との主な関連項目

第3章Ⅰ.1. 津波への備え	(1) 基本的な津波対策
第3章Ⅰ.3. 風水害等への備え	(1) 水害から命を守る対策 (2) 土砂災害から命を守る対策
第3章Ⅱ.3. 行政の災害対応能力強化	(1) 災害対策を確実に推進できる体制の構築



4-2) 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止

〈現状・課題等〉

- 和歌山県の被害想定によると、本町における南海トラフ地震・津波被害で、電気は被災後 1 週間以上経過しても 100%の停電状態、電話は被災後 1 ヶ月以上経過しても不通の状態であるとされており、災害情報等が住民に迅速に伝達できないおそれがある。
- 災害によって送電施設の破壊と機能停止から情報通信の麻痺・長期停止が発生し、住民等や関係行政機関相互との連絡手段を失うおそれがある。
- 災害時には信号柱が経年劣化によって倒壊する危険性があるとともに、停電によって信号機が停止し、重大な交通事故や交通渋滞が発生するおそれがある。

〈推進方針と指標〉

電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止や信号機の全面停止等による重大交通事故の発生を防ぐため、次のような施策を推進する。

施策分野と推進方針
【エネルギー】 ○〔再掲〕防災拠点や避難所等への再生可能エネルギー導入〔総務課〕
【リスクコミュニケーション】 ○信号機が使えない場合の交通整理指導〔総務課〕
指標（現状値⇒目標値）
・太陽光発電設備＋蓄電池 1 基（H25）⇒予定防災拠点や避難所等の機能を確認し拡充に努める。 ・関係団体等と調整を図り交通整理研修等の実施を検討

＜参考＞和歌山県国土強靱化計画（平成 27 年 9 月版）との主な関連項目

第 3 章 I . 1. 津波への備え	(1) 基本的な津波対策
第 3 章 I . 3. 風水害等への備え	(1) 水害から命を守る対策 (2) 土砂災害から命を守る対策
第 3 章 II . 2. 救助・救援に資するルートの確保	(1) 道路ネットワークの確保 (2) 緊急輸送道路等の通行確保
第 3 章 II . 3. 行政の災害対応能力強化	(1) 災害対策を確実に推進できる体制の構築
第 3 章 II . 4. 地域の防災体制づくり	(1) 地域の防災力強化 (2) 防災教育の徹底
第 4 章 II . 1. 防災教育の充実	

5. 大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない

5-1) 食糧等の安定供給の停滞やサプライチェーンの寸断等による企業等の生産力低下による地域間競争力の低下

〈現状・課題等〉

- 国道・県道及び町所有車両の被災による輸送手段の喪失により、食糧・飲料水を安定的に供給することができなくなるおそれがある。
- 南海トラフ巨大地震等の津波により、南紀田辺 I C 以南では沿岸部にある国道 42 号の約 5 割が浸水するなど、サプライチェーンが寸断され、町内における企業の生産活動維持が困難な状況が発生し、町民生活及び町の経済活動の再建に大きな影響をおよぼすおそれがある。
- 水産物の物流拠点が被災し、食糧の安定供給が停滞する可能性がある。
- 被災状況や災害復興等に関する正しい情報が町内外に適切に発信されず、不適切な風評が流布されれば、本町の農林水産業やとりわけ観光業等の回復に著しい支障をきたすおそれがあるため、国内外に正しい情報を発信する必要がある。

〈推進方針と指標〉

食糧等の安定供給の停滞や風評被害等による企業等の生産力低下による地域間競争力の低下を防ぐため、次のような施策を推進する。

施策分野と推進方針	
【住宅・都市】 ○〔再掲〕橋梁耐震化の促進（森浦及び汐入橋）〔産業建設課]	
【産業構造】 ○商業の競争力の強化〔産業建設課] ○観光業の民間事業所における事業継続計画（BCP）策定や活用促進を図るための支援〔総務課]	
【農林水産】 ○「漁港機能強化計画」及び「漁港機能保全計画」の策定による津波や高潮等に対する被害を最小限に抑える管理体制の強化〔産業建設課] ○老朽化している漁港施設の修繕等の推進〔産業建設課] ○水産関連施設の耐震化・耐災化等による水産業の競争力の強化〔産業建設課] ○水産加工業の競争力の強化〔産業建設課・総務課]	
【老朽化対策】 （【住宅・都市】、【農林水産】に記載）	
指標（現状値⇒目標値）	
・汐入橋を整備中（H28） ・「漁港機能強化計画」（H27）及び「漁港機能保全計画」（H28）策定済	

＜参考＞和歌山県国土強靱化計画（平成 27 年 9 月版）との主な関連項目

第 3 章Ⅱ. 1. 災害応急体制の整備	(2) 必要な救援物資の確保 (3) 避難者の安心確保
第 3 章Ⅱ. 3. 行政の災害対応能力強化	(1) 災害対策を確実に推進できる体制の構築
第 3 章Ⅲ. 2. 迅速な産業活動の再開に向けた取組	(1) 経済基盤の機能維持 (2) 産業の持続性強化

5-2) 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止

〈現状・課題等〉

- 被災・停電等によってガソリンスタンドの供給機能が停止し、交通インフラの被災によって重要施設等の燃料が確保できないおそれやそれらの応急・復旧に関する専門家の派遣が遅延するおそれがある。
- 発電所からの送電停止及び電柱の倒壊等により、長期的な停電が予想され応急・復旧業務を円滑に実施できないおそれがある。

〈推進方針と指標〉

社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止を防ぐため、次のような施策を推進する。

施策分野と推進方針

【エネルギー】

- 備蓄体制の整備と、関係する事業所・販売所等との災害時の物資供給に関する協定締結〔総務課〕
- 〔再掲〕石油製品の利用促進（指定避難所や防災拠点における石油製品・L P ガスの貯槽等の導入）〔総務課〕

指標（現状値⇒目標値）

- ・物資供給に関する協定締結3団体（みくまの農業協同組合、公益社団法人和歌山県トラック協会、認定NPO法人全日本ヘリコプター協議会⇒協定件数の増加を図る。
- ・石油貯槽等は施設設備の更新等にあわせて必要な機能を整備

＜参考＞和歌山県国土強靱化計画（平成27年9月版）との主な関連項目

第3章Ⅱ.1. 災害応急体制の整備	(4) ライフライン等の機能確保
第3章Ⅱ.3. 行政の災害対応能力強化	(1) 災害対策を確実に推進できる体制の構築
第3章Ⅲ.2. 迅速な産業活動の再開に向けた取組	(1) 経済基盤の機能維持 (2) 産業の持続性強化



6. 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の上下水道、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る

6-1) 地域交通ネットワークが分断する事態

〈現状・課題等〉

- 第1次緊急輸送道路である国道42号や、第2次緊急輸送道路である県道梶取崎線といった道路が大規模自然災害によって被災した場合、地域ネットワークが分断する事態が発生し、救援・救護・復旧・復興活動に大きな影響をおよぼすおそれがある。
- 耐震化が行われていない鉄道施設や津波浸水区域内に設置されている線路が存在する。
- 町営循環バスルートにおいて、橋梁の損傷や道路斜面の崩落・落石などにより道路等が寸断される可能性がある。
- 地域交通ネットワークが分断されているなどの災害情報等を、道路利用者が把握できないおそれがある。



〈推進方針と指標〉

地域交通ネットワークが分断する事態を防ぐため、次のような施策を推進する。

施策分野と推進方針	
【住宅・都市】 ○〔再掲〕公園・広場等の避難場所や災害時の避難経路の確保〔総務課・産業建設課〕 ○町営循環バスルート等の橋梁耐震化〔総務課・産業建設課〕	
【情報通信】 ○〔再掲〕「道の駅たいじ」における防災・災害情報等の提供機会の拡充による防災・減災機能の向上〔総務課・産業建設課〕	
【交通・物流】 ○〔再掲〕避難道路へのアクセス性の向上〔産業建設課〕 ○〔再掲〕通学路と関連した避難経路の整備〔産業建設課・教育委員会〕 ○〔再掲〕避難路・避難経路の整備（急傾斜擁壁に緊急避難路として昇降路を設置） （災害時の太地中学校（広域避難所）への避難ルートの選定及び確保） （平見地区広域避難施設への移動のための里道整備、平見1号線改良）〔産業建設課・総務課〕 ○〔再掲〕避難路の簡易整備（避難路に避難誘導看板を設置、避難時の安全確保のため、避難誘導灯や防護柵の整備）〔産業建設課・総務課〕	
【老朽化対策】 （【住宅・都市】、【交通・物流】に記載）	
指標（現状値⇒目標値）	
・公園・広場等の避難場所避難訓練等を踏まえ必要な施設等を整備 ・町営循環バスルート等の橋梁（森浦橋）耐震化未実施（H27） ・「道の駅たいじ」における防災・災害情報等の提供スペースの確保（H29） ・未改良区間の早期整備、交差点・歩道の整備を県等の関係機関に積極的に要請 ・避難路の整備箇所数30ヶ所（H27）⇒必要箇所の整備に努める。	

＜参考＞和歌山県国土強靱化計画（平成27年9月版）との主な関連項目

第3章Ⅱ.2.救助・救援に資するルートの確保	(1)道路ネットワークの確保 (2)緊急輸送道路等の通行確保
第3章Ⅱ.3.行政の災害対応能力強化	(1)災害対策を確実に推進できる体制の構築

6-2) 大規模地震や異常渇水による上水道等の長期間にわたる供給停止

〈現状・課題等〉

- 和歌山県の被害想定によると、本町における発災 1 週間後の断水率は、3 連動地震の場合 45%、南海トラフ巨大地震の場合 47%とされている。(1 ヶ月後はどちらも 0%)
- 本町の井戸は水質が飲料に適さない場合が多く、本町の上水道施設には老朽化や耐震性に問題がある部分があり、災害時には管路、配水池等の水道施設が被災してライフラインである上水道が長期間にわたり機能停止するおそれがある。
- 天候不順等による異常渇水によって水源が枯渇した場合には、上水を安定的に供給できないおそれがある。

〈推進方針と指標〉

大規模地震や異常渇水による上水道等の長期間にわたる供給停止を防ぐため、次のような施策を推進する。

施策分野と推進方針

【住宅・都市】

- 上水道施設の耐震化及び耐災化〔産業建設課〕
- 〔再掲〕既設の貯水槽の改築〔産業建設課〕
- 〔再掲〕ライフラインが閉ざされた時は、上水道をシャットダウンし、代わりに貯水を上水道と連動し飲料用として供給できるシステムの整備〔産業建設課〕
- 〔再掲〕配水池（2 箇所）の耐震化〔産業建設課〕

【老朽化対策】

（【住宅・都市】に記載）

指標（現状値⇒目標値）

- ・災害時活用井戸の登録制度に関して、平見地区で試掘実験したが飲料水には不適であった。
- ・重要給水施設への管路耐震適合率 21.89%（H27）[36,395m のうち 7,968m]
- ・耐震性を有し、緊急遮断弁設置済の配水池に確保される水量の全配水池の総容量に対する比率 0%（H27）※緊急遮断弁は、配水池に装備されていない。
- ・配水池の耐震化率 0%（H27）⇒施設設備の更新にあわせて耐震化に努める。

＜参考＞和歌山県国土強靱化計画（平成 27 年 9 月版）との主な関連項目

第 3 章 II. 1. 災害応急体制の整備	(4) ライフライン等の機能確保
第 3 章 II. 3. 行政の災害対応能力強化	(1) 災害対策を確実に推進できる体制の構築

6-3) 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

〈現状・課題等〉

- 和歌山県の被害想定によると、本町における下水道支障人口率は、3 連動地震及び南海トラフ巨大地震の場合、1 週間後 87%、1 ヶ月後 13%とされている。
- 太地駅前や主要な公園等には多目的公衆トイレの配備を進めているが、下水道施設が老朽化し、耐震化・耐津波化が完了していないため、発災時には汚水の未処理放流やトイレの使用不能などによって、公衆衛生に重大な影響が生じるおそれがある。



〈推進方針と指標〉

汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止を防ぐため、次のような施策を推進する。

施策分野と推進方針	
【住宅・都市】 ○〔再掲〕下水道施設の耐震化及び耐災化〔産業建設課〕 【老朽化対策】 （【住宅・都市】に記載）	
指標（現状値⇒目標値）	
・地震対策上重要な下水管渠における地震対策実施率 0%（H27） ・避難場所等への下水道の管渠整備率 100%（H27） ・下水道の事業継続計画策定済（H27） ・水洗化・生活雑排水処理人口割合 下水普及率 55.4%（H27） 水洗化率 88.4%（H28）⇒各割合の向上に努める。	

＜参考＞和歌山県国土強靱化計画（平成 27 年 9 月版）との主な関連項目

第 3 章Ⅱ. 1. 災害応急体制の整備	(4) ライフライン等の機能確保
第 3 章Ⅱ. 3. 行政の災害対応能力強化	(1) 災害対策を確実に推進できる体制の構築

7. 制御不能な二次災害を発生させない

7-1) 市街地での大規模火災の発生

〈現状・課題等〉

- 3 連動地震では震度 6 弱の、南海トラフ巨大地震では震度 6 強の地震が発生し、家屋倒壊や火災による被害が生じることが予測されている。
- 住宅（特に木造住宅）の密集率が高く狭隘な道路が多い市街地では、大規模地震時の火災が延焼する危険性が高いほか、瓦礫の延焼出火が懸念される。
- 市街地の幹線道路では無電柱化が進んでおらず、電柱が倒壊することによって交通が遮断されるおそれがある。
- 火災発生時、人命保護を図るための救助・救急体制の絶対的不足が懸念される。
- 大規模災害に伴う火災発生時には、初期消火や人命の保護を図るための消火、救助要員が不足するおそれがある。

〈推進方針と指標〉

市街地での大規模火災の発生を防ぐため、次のような施策を推進する。

施策分野と推進方針
【行政機能（消防等）】 ○〔再掲〕消防団組織をできる限り充実させるための団員確保〔総務課〕 ○消防防災施設の整備（防火水槽や消火栓等の拡充）〔総務課・産業建設課〕 ○緊急消防援助隊の設備（消防ポンプ車、ポンプ付積載車、小型動力ポンプの拡充）〔総務課〕 ○〔再掲〕水槽付きポンプ自動車の更新など、消防力の基準も含め計画的な設備の充実を検討〔総務課〕
【リスクコミュニケーション】 ○町民の誰もが協力し、消火活動ができるよう、設備の整備はもとより取り扱い講習会等の実施〔総務課〕
【老朽化対策】 (【行政機能（消防等）】に記載)
指標（現状値⇒目標値）
・消防団員数 136 人（H27）⇒維持向上に努める。 ・水槽付きポンプ自動車 2 台（H27）⇒適宜更新 ・町民向けの消化設備等取り扱い講習会等未実施（H27）⇒防火訓練や避難訓練の実施に併せて開催を検討

＜参考＞和歌山県国土強靱化計画（平成 27 年 9 月版）との主な関連項目

第 3 章 I . 2. 地震への備え	(2) 地震に起因する火災等への備え
第 3 章 II . 3. 行政の災害対応能力強化	(1) 災害対策を確実に推進できる体制の構築
第 3 章 II . 4. 地域の防災体制づくり	(1) 地域の防災力強化 (2) 防災教育の徹底

7-2) 沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺

〈現状・課題等〉

- 和歌山県の被害想定によると、3 連動地震の際に本町で全壊する建物は 310 棟（全壊率 17%）、南海トラフ巨大地震の際に本町で全壊する建物は 1,200 棟（全壊率 67%）あるとされ、建物の倒壊によって沿線・沿道が被害を受けて交通麻痺が発生するおそれがある。
- 建物だけでなく、沿道のブロック塀等も倒壊し歩行者等が被災するおそれがある。
- 耐震化が行われていない鉄道施設が存在する。

〈推進方針と指標〉

沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺を防ぐため、次のような施策を推進する。

施策分野と推進方針	
【住宅・都市】	
○〔再掲〕住宅耐震改修等の促進〔総務課〕	※住宅・建築物安全ストック形成事業等を活用し事業を推進
○ブロック塀等の耐震改修の促進〔総務課〕※住宅・建築物安全ストック形成事業等を活用し事業を推進	
○〔再掲〕町有施設の耐震化〔各課〕	
【老朽化対策】	
（【住宅・都市】に記載）	
指標（現状値⇒目標値）	
・耐震性を有する住宅の割合 30.9%（H27）⇒耐震化に関する支援制度などの周知による耐震化率の向上に努める。	
・町有施設の耐震化率 100%（H27）	

＜参考＞和歌山県国土強靱化計画（平成 27 年 9 月版）との主な関連項目

第 3 章Ⅰ. 2. 地震への備え	(1) 建築物の倒壊等への備え
第 3 章Ⅱ. 3. 行政の災害対応能力強化	(1) 災害対策を確実に推進できる体制の構築
第 3 章Ⅱ. 4. 地域の防災体制づくり	(2) 防災教育の徹底



7-3) ため池、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生

〈現状・課題等〉

- 大規模地震や集中豪雨によりため池が決壊し、周辺の道路や住宅が浸水したり、人的被害が発生したりするおそれがある。
- 本町では土砂災害危険箇所数が 97 ヶ所と多く（面積割合が県内 2 位）、台風や集中豪雨等によって土石流や急傾斜地の崩壊が発生するおそれがある。
- 発災時に適切な情報が入手できなかったり、判断基準が明確でなかったりした場合、町による避難勧告等の発令が遅れるおそれがある。
- 土砂災害警戒区域等の調査・指定は完了しているが、区域内等で災害が発生した場合、道路や施設などの社会資本への被害や人的被害の発生のみならず、本町の農林水産業や観光業にも多大な被害をおよぼすおそれがある。

〈推進方針と指標〉

ため池、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生を防ぐため、次のような施策を推進する。

施策分野と推進方針
【住宅・都市】 ○ため池廃止計画（仮称）の策定〔産業建設課〕 ○〔再掲〕急傾斜地のがけ崩れ等による被害への予防対策を引き続き県に要望し推進〔産業建設課〕 ○〔再掲〕中小河川の浸水被害への予防対策について、県への要望など推進〔産業建設課〕 【老朽化対策】 （【住宅・都市】に記載）
指標（現状値⇒目標値）
・ため池廃止計画（仮称）策定準備中（H28） ・土砂災害警戒区域等指定のための調査及び結果の公表についての進捗率 調査：100%（H27） 指定：100%（H27） ・県管理河川（与根子川）は河川整備中

＜参考＞和歌山県国土強靱化計画（平成 27 年 9 月版）との主な関連項目

第 3 章Ⅰ. 3. 風水害等への備え	(1) 水害から命を守る対策
第 3 章Ⅱ. 3. 行政の災害対応能力強化	(1) 災害対策を確実に推進できる体制の構築

8. 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

8-1) 道路啓開等の復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

〈現状・課題等〉

- 本町の人口は約 3.3 千人であるため、復旧・復興を担う専門家や技術者等が相対的に不足し、復旧・復興が遅延するおそれがある。
- 災害発生直後の迅速な道路啓開や応急復旧等に必要な建設機械、仮設資材及び人材が不足する懸念がある。
- 公共インフラの整備、維持・管理及び道路啓開や応急復旧等に必要な担い手である建設業者が不足する懸念がある。

〈推進方針と指標〉

道路啓開等の復旧・復興を担う人材等の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態を防ぐため、次のような施策を推進する。

施策分野と推進方針
【住宅・都市】 ○応急仮設住宅建設候補地の確保〔総務課〕
【リスクコミュニケーション】 ○防災リーダー育成〔教育委員会〕 ○広域的な建設関係団体等との協定締結〔総務課〕
指標（現状値⇒目標値）
・ 応急仮設住宅建設候補地確保済（H27）⇒被害想定の見直しなどに応じて必要箇所の確保に努める。 ・ 住家被害認定士 5 人（H27）⇒認定者の増加を図る。 ・ 被災宅地危険度判定士の登録者数 3 人（H27）⇒登録者の増加を図る。 ・ 被災建築物応急危険度判定士の登録者数 3 人（H27）⇒登録者の増加を図る。

＜参考＞和歌山県国土強靱化計画（平成 27 年 9 月版）との主な関連項目

第 3 章Ⅱ. 3. 行政の災害対応能力強化	(1) 災害対策を確実に推進できる体制の構築
第 3 章Ⅲ. 1. 迅速な復旧・復興の実現に向けた取組	(1) 復旧・復興に向けた体制の整備及び人材の確保

8-2) 地盤沈下等や基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態

〈現状・課題等〉

- 本町の基幹インフラは海岸部に沿って集中しているため、地盤沈下や浸水による交通インフラの分断は極めて甚大な被害をもたらすおそれがある。
- 宅地や海岸堤防が、災害時に液状化や地盤沈下を起こすことによって、市街地の浸水リスクが高くなるおそれがある。
- 海岸保全施設には築造後相当の年月が経過しているものが多く、機能低下が進行しているため、津波の第1波による浸水を防ぎ、避難時間を確保するため、河川・海岸堤防の早期整備（計画高までの整備と耐震化）が必要である。

〈推進方針と指標〉

地盤沈下等や基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態を防ぐため、次のような施策を推進する。

施策分野と推進方針
【住宅・都市】 ○〔再掲〕橋梁耐震化の促進（森浦及び汐入橋）〔産業建設課〕 ○〔再掲〕岸壁、堤防等の耐震化の促進〔産業建設課〕 【老朽化対策】 （【住宅・都市】に記載）
指標（現状値⇒目標値）
・汐入橋を整備中（H28） ・津波第1波に向けた堤防整備・港湾整備整備中（H28） ・夏山地区入江堤防の耐震改修を県に要望（H28）

＜参考＞和歌山県国土強靱化計画（平成27年9月版）との主な関連項目

第3章Ⅱ.2.救助・救援に資するルートの確保	(1) 道路ネットワークの確保 (2) 緊急輸送道路等の通行確保 (3) 空港・港湾の機能確保
第3章Ⅱ.3.行政の災害対応能力強化	(1) 災害対策を確実に推進できる体制の構築
第3章Ⅲ.1.迅速な復旧・復興の実現に向けた取組	(1) 復旧・復興に向けた体制の整備及び人材の確保

8-3) 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

〈現状・課題等〉

- 和歌山県の被害想定によると、本町で発生する災害廃棄物（可燃物、不燃物の合計）は3連動地震の場合 29,000 t、南海トラフ巨大地震の場合 114,000 t とされている。
- 大規模災害時のストックヤードが狭いことから、その処理を適切に実施できなければ、災害廃棄物の処理が停滞し、道路啓開や災害廃棄物の撤去などが行えず、復旧・復興が大幅に遅れるおそれがある。
- 石油類などの有害物質の流出等により、災害廃棄物置場等が汚染されるおそれがある。
- 津波・地震・台風等により倒壊した建物を解体する際、アスベスト建材から粉じんが飛散し、作業員や周辺住民が暴露する危険性がある。
- 同時に、一般廃棄物についても処理が停滞すれば復旧・復興に支障をきたすおそれがある。

〈推進方針と指標〉

大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態を防ぐため、次のような施策を推進する。

施策分野と推進方針
【環境】 ○災害廃棄物処理計画の策定〔総務課〕 ○アスベスト被害を防止するマニュアルの策定〔総務課・住民福祉課〕
指標（現状値⇒目標値）
・災害廃棄物処理計画未策定（H27） ・アスベスト被害を防止するマニュアル未策定（H27）

＜参考＞和歌山県国土強靱化計画（平成 27 年 9 月版）との主な関連項目

第3章Ⅱ.3. 行政の災害対応能力強化	(1) 災害対策を確実に推進できる体制の構築
第3章Ⅲ.1. 迅速な復旧・復興の実現に向けた取組	(1) 復旧・復興に向けた体制の整備及び人材の確保

8-4) 地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

〈現状・課題等〉

- 高齢化や過疎化の進行等によって地域における防災・減災に関するコミュニティ活動の低下や災害教訓の風化などが懸念される。
- 障がい者を含む世帯や高齢者世帯などが地域社会から孤立し、日常生活に支障をきたすおそれがある。
- 地区レベルでのきめ細かい対策を定める地区防災計画が未策定のため、安心・安全まちづくりに地域の力を活かせない可能性がある。

〈推進方針と指標〉

地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態を防ぐため、次のような施策を推進する。

施策分野と推進方針
【リスクコミュニケーション】 ○〔再掲〕自主防災組織の体制づくり〔総務課〕 ○地域との連携による地区防災計画等の策定〔総務課〕 ○地域福祉の充実〔住民福祉課〕 ○高齢者福祉の充実〔住民福祉課〕
指標（現状値⇒目標値）
・自主防災組織率 20.4%（H27）⇒組織率の向上を図る。 ・地区防災計画未策定（H28）⇒計画策定の促進に努める。

＜参考＞和歌山県国土強靱化計画（平成 27 年 9 月版）との主な関連項目

第 3 章Ⅱ. 3. 行政の災害対応能力強化	(1) 災害対策を確実に推進できる体制の構築
第 3 章Ⅱ. 4. 地域の防災体制づくり	(1) 地域の防災力強化 (2) 防災教育の徹底
第 3 章Ⅲ. 1. 迅速な復旧・復興の実現に向けた取組	(1) 復旧・復興に向けた体制の整備及び人材の確保

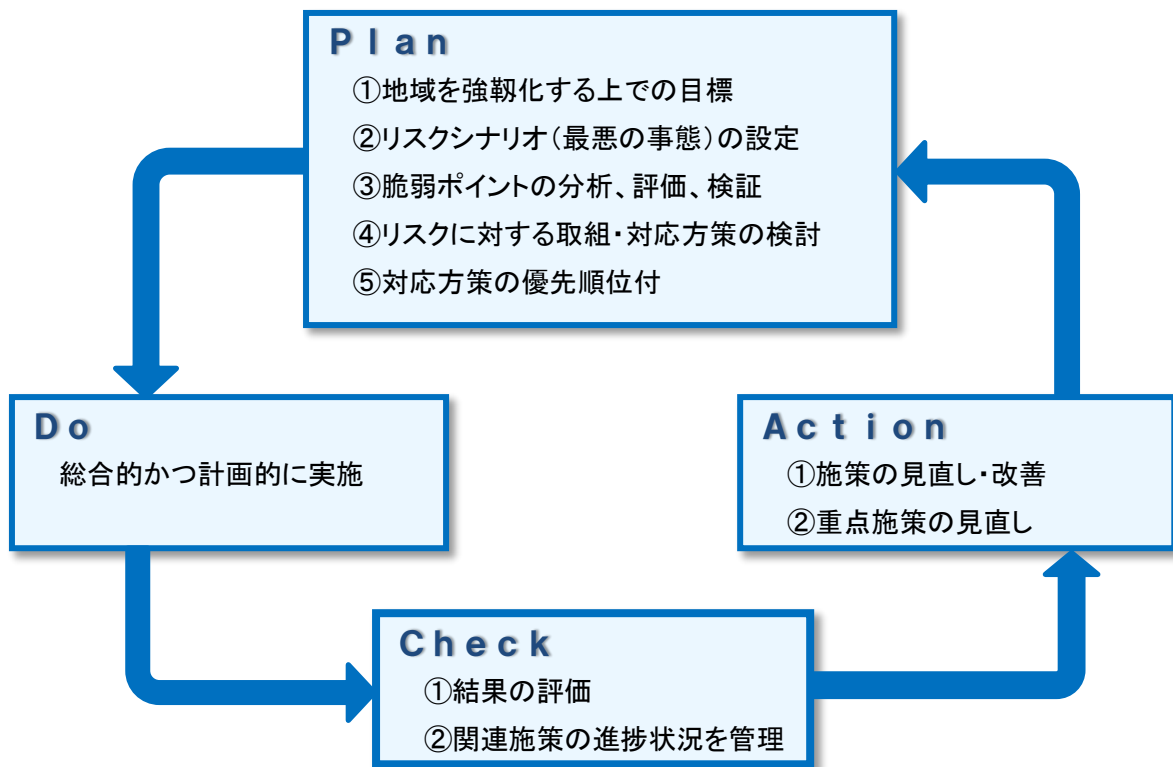


Ⅵ. 計画の着実な推進に向けて

1. P D C Aサイクルによる計画推進

本町の地域強靱化に向けては、国の計画である「国土強靱化基本計画」、県の計画である「和歌山県国土強靱化計画」と絶えず整合性を保つとともに、本計画に掲げる関連施策を総合的かつ計画的に実施することが必要であり、そのためには、毎年度の施策の進捗状況等を踏まえた効果的な施策展開が必要である。

このため、本計画の推進に当たっては、関連施策の進捗状況を適切に管理しながら、重点化の見直しなども含む計画の推進方策を毎年度検討し、予算編成や国への政策提案に結びつけ、新たな施策展開を図っていくというP D C Aサイクルを構築する。



2. 推進体制

計画の推進に当たっては、庁内に設置している「太地町地域強靱化計画策定委員会」を中心とした全横断的な体制のもと、和歌山県・国の関係組織や関係団体等と連携・協力し、計画に掲げる施策の進捗管理を効果的に実施する。

3. 計画の推進期間と重点化プログラム

本計画においては、本町の内外における社会経済情勢の変化や国、和歌山県及び本町を通じた国土強靱化施策の推進状況などを考慮し、概ね 10 年を推進期間とし、社会経済情勢の大きな変化や毎年度の施策の推進状況等により、計画そのものの修正を要する場合には、適宜見直すものとする。（軽微な計画の変更等については、毎年度の施策推進の中で対応する）

また、本計画の重点化プログラムは、国の計画である「国土強靱化基本計画」において選定された重点化すべきプログラムを基調に、本町の主要施策と関連する以下のプログラムを、本計画において重点化すべき項目と位置づけ推進を図っていく。

部分は
国の重点化プログラム対象

太地町国土強靱化地域計画における重点化プログラム	備 考
1-1) 大規模津波等の発生による死傷者の発生	○平見 1 号線改良
1-2) 都市部等での建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生	○平見 1 号線改良
1-3) 不特定多数が集まる施設の倒壊・火災	○太地駅舎改築
1-4) 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水	
1-5) 風水害・土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり町域の脆弱性が高まる事態	
1-6) 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生	
2-1) 消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足	○役場庁舎の移転
2-2) 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺	○平見 1 号線改良
2-4) 被災地での食糧・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止	
2-6) 想定を超える大量かつ長期の観光客等の帰宅困難者の発生及び長期化と水・食糧等の供給不足	○道の駅整備
3-1) 町役場の機能不全	○役場庁舎の移転
3-2) 行政機関（町役場除く）の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下	○子ども園移設 ○小学校移転
4-2) 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止	
5-1) 食糧等の安定供給の停滞やサプライチェーンの寸断等による企業等の生産力低下による地域間競争力の低下	
5-2) 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止	
6-1) 地域交通ネットワークが分断する事態	○道の駅整備 ○平見 1 号線改良

4. 本町の他の計画の見直し

本計画は、本町の強靱化に関する他の計画の指針として位置づけられるものであることから、太地町地域防災計画をはじめとする国土強靱化に関連する分野別計画においては、それぞれの計画の見直し時期や次期計画の策定時に併せ、所要の検討を行い、本計画との整合性を図っていく。